

新居浜市上工下水道施設包括委託事業
事業契約書（案）

令和7年10月

【令和7年12月改定版】

新居浜市上下水道局

【事業者】

新居浜市上工下水道施設包括委託事業
事業契約書

- 1 事業名 新居浜市上工下水道施設包括委託事業
- 2 履行期間 令和●年●月●日から令和●年●月●日まで
- 3 履行場所 新居浜市全域（水道施設、公共下水道施設、工業用水道施設の設置場所）
- 4 サービス対価 ●円
うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額：●円
（なお、別紙9（サービス対価の支払方法）に従って、精算対象とされているサービス対価については、当該規定に従った金額の支払とする。）
- 5 契約保証金 第8条（契約の保証）に定めるとおり。
- 6 支払条件 サービス対価の支払は、第8章（サービス対価の支払等）に定めるとおり。

上記の事業について、新居浜市（以下「市」という。）と●●（以下「事業者」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて別紙の条項によって公正な事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、市及び事業者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年●月●日

市

新居浜市

事業者

●●

事業者 ●●

代表取締役 ●●

目 次

第1章 総 則	1
第1条 (用語の解釈)	1
第2条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	1
第3条 (事業契約等)	1
第4条 (本事業の実施)	1
第5条 (市の責任負担)	2
第6条 (資金調達)	2
第7条 (公租公課の負担)	3
第8条 (契約の保証)	3
第2章 本事業実施の体制及び計画	4
第1節 本事業の体制及び計画	4
第9条 (本事業の体制)	4
第10条 (監理責任者)	4
第11条 (5箇年事業実施計画書)	5
第12条 (年間事業実施計画書)	5
第13条 (5箇年修繕計画書)	5
第14条 (年間修繕計画書)	6
第15条 (緊急時対応計画書)	6
第16条 (事業実施計画書の修正)	6
第17条 (セルフモニタリング実施計画書)	7
第2節 必要な契約等の締結	7
第18条 (必要な契約の締結)	7
第19条 (事業者による許認可等の取得等)	8
第20条 (保険の付保等)	8
第3章 適正業務の確保	8
第21条 (要求水準を満たす業務の実施)	8
第22条 (要求水準の変更)	8
第23条 (統括遂行責任者等の変更)	9
第24条 (監理責任者の変更)	9
第25条 (業務日報の作成)	9
第26条 (業務の報告)	9

第 27 条	(財務情報の報告)	10
第 28 条	(セルフモニタリング)	10
第 29 条	(市による実績評価)	10
第 30 条	(中間総合評価の実施)	11
第 4 章	移行期間の業務	11
第 31 条	(移行期間の業務)	11
第 32 条	(統括管理業務の実施)	11
第 33 条	(事業開始に伴う既存施設等の確認及び使用)	11
第 34 条	(事業開始に伴う業務引継ぎ等)	11
第 35 条	(本件施設の契約不適合責任等)	12
第 5 章	義務事業	13
第 1 節	義務事業の開始条件	13
第 36 条	(義務事業の開始条件)	13
第 2 節	義務事業の実施	14
第 37 条	(義務事業の実施)	14
第 38 条	(水質等の保証)	14
第 39 条	(事業者による施設改良等)	14
第 3 節	コンサルタント業務	15
第 40 条	(年度実施協定 (コンサルタント業務))	15
第 41 条	(設計等)	15
第 42 条	(成果物の契約不適合責任)	17
第 4 節	改築工事・整備工事	18
第 43 条	(改築計画の作成)	18
第 44 条	(改築実施基本協定、年度実施協定 (改築工事))	18
第 45 条	(年度実施協定 (整備工事))	20
第 46 条	(市による申請等)	20
第 47 条	(下請負者の健康保険等加入義務等)	20
第 48 条	(工事の中止)	21
第 49 条	(工期の変更)	21
第 50 条	(単年度対象改築工事及び整備工事にかかる追加費用)	22
第 51 条	(単年度対象改築工事及び整備工事にかかる費用の減少)	23
第 52 条	(事業者による試運転)	23
第 53 条	(市による検査及び引渡し)	24

第 54 条	(改築工事及び整備工事の目的物にかかる所有権)	24
第 55 条	(市による改築工事及び整備工事の対価の支払い)	24
第 56 条	(改築工事及び整備工事にかかる前金払)	25
第 57 条	(市の部分払)	26
第 58 条	(改築工事及び整備工事の契約不適合責任)	27
第 59 条	(国補助金制度の変更)	29
第 60 条	(工水管路の改築)	29
第 5 節	下水道管路面整備業務	29
第 61 条	(年度実施協定(下水道管路面整備業務))	29
第 6 節	緊急時対応	30
第 62 条	(臨機の措置)	30
第 63 条	(緊急事態の指揮系統)	30
第 64 条	(災害・事故発生時の費用負担)	31
第 6 章	附帯事業	31
第 65 条	(附帯事業の実施)	31
第 7 章	任意事業	31
第 66 条	(任意事業の実施)	31
第 8 章	サービス対価の支払等	32
第 67 条	(サービス対価の支払)	32
第 68 条	(サービス対価の変更)	32
第 69 条	(サービス対価の支払い停止及び減額)	32
第 70 条	(サービス対価の返還)	32
第 9 章	プロフィットシェア	33
第 71 条	(プロフィットシェア)	33
第 10 章	表明保証及び誓約	33
第 72 条	(事業者による表明及び保証)	33
第 73 条	(事業者による誓約事項)	34
第 74 条	(事業者の株主の異動等)	35
第 75 条	(契約上の地位譲渡)	35
第 76 条	(事業者の兼業禁止)	36
第 11 章	責任及び損害等の分担	36

第 77 条	(責任及び損害等の分担原則)	36
第 78 条	(反対運動及び訴訟等)	37
第 79 条	(法令改正)	37
第 80 条	(法令改正による追加費用及び損害の負担)	38
第 81 条	(税制改正)	38
第 82 条	(不可抗力)	38
第 83 条	(不可抗力による追加費用及び損害の負担)	39
第 84 条	(損害賠償責任)	39
第 85 条	(第三者に及ぼした損害)	40
第 86 条	(電力供給にかかるリスク)	40
第 87 条	(水量又は水質の変動—水道事業・工業用水道事業)	40
第 88 条	(市による業務指示)	41
第 12 章 契約の期間に伴う措置		41
第 89 条	(事業期間)	41
第 90 条	(事業者事由による解除)	41
第 91 条	(市の任意による解除、市事由による解除)	42
第 92 条	(法令改正・不可抗力による解除)	43
第 93 条	(解除に伴う改築工事及び整備工事の取扱い等)	43
第 94 条	(事業終了時の引継ぎ等)	44
第 95 条	(事業終了時の本件施設の確認)	44
第 96 条	(契約終了による事業者所有資産の取扱い)	45
第 97 条	(違約金)	45
第 98 条	(損失補償)	45
第 99 条	(事業終了後の解散及び債務引受)	46
第 13 章 知的財産権		46
第 100 条	(著作権の帰属)	46
第 101 条	(成果物の利用)	46
第 102 条	(著作権等の譲渡禁止)	47
第 103 条	(第三者の有する著作権の侵害防止)	47
第 104 条	(第三者の知的財産権等の侵害)	47
第 105 条	(知的財産権の対象技術の使用)	48
第 14 章 雑 則		49
第 106 条	(情報管理)	49
第 107 条	(秘密保持義務)	49
第 108 条	(金融機関等との協議)	49

第 109 条 (遅延利息)	50
第 110 条 (契約の変更)	50
第 111 条 (準拠法・管轄裁判所)	51
第 112 条 (通知方法・計量単位・期間計算・休日調整等)	51
第 113 条 (疑義に関する協議)	51

別紙 1 定義集

別紙 2 事業日程

別紙 3 事業者等が付す保険

別紙 4 年度実施協定 (コンサルタント業務)

別紙 5 改築実施基本協定

別紙 6 年度実施協定 (改築工事)

別紙 7 年度実施協定 (整備工事)

別紙 8 年度実施協定 (下水道管路面整備業務)

別紙 9 サービス対価の支払方法

別紙 10 工事に係るサービス対価の設定及び支払方法

別紙 10-2 コンサルタント業務及び下水道管路面整備業務に係るサービス対価の設定及び
変更方法

別紙 11 サービス対価の支払い停止及び減額

別紙 12 プロフィットシェア

別紙 13 不可抗力による追加費用及び損害の負担

別紙 14 個人情報保護にかかる特記仕様書

別紙 15 情報セキュリティにかかる特約事項

第1章 総 則

第1条 (用語の解釈)

- 1 事業契約において用いる語句は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、別紙1（定義集）において定める意義を有する。
- 2 事業契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、事業契約の各条項の解釈に影響を与えるものではない。
- 3 事業契約で規定する法令等につき、改正又はこれらに替わる新たな法令等の制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が事業契約に適用される。

第2条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

- 1 事業者は、本件施設が上工下水道施設としての公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 市は、本事業が、民間の経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、上工下水道事業を効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

第3条 (事業契約等)

- 1 事業契約は、要求水準書、募集要項等及び提案書と一体の契約であり、これらはいずれも事業契約の一部を構成する。事業契約の規定に基づき、市と事業者の間で別途締結される契約は、いずれも事業契約の一部を構成する。
- 2 事業契約、要求水準書、募集要項等及び提案書の内容に矛盾又は齟齬がある場合は、この順に優先して適用される。ただし、提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて提案書が要求水準書に優先する。
- 3 市が要求水準書等に基づき書類の受理、通知、立会い、承認、承諾を行い、又は説明若しくは報告を求めたことを以て、市が事業者の責任において行うべき本事業の一部又は全部について責任を負担するものと解釈してはならない。

第4条 (本事業の実施)

- 1 本事業は、次の各号に掲げる業務により構成される。

(1) 義務事業

- イ 統括管理業務
- ロ 維持管理業務
 - ・ 運転管理業務
 - ・ 保守管理業務
 - ・ 修繕業務
 - ・ 廃棄物管理業務

- ・ 情報管理業務
- ハ コンサルタント業務
- ニ 改築工事
- ホ 整備工事
- ヘ 雨水ポンプ場等維持管理業務
- ト 下水道管路面整備業務
- チ 汚水柵設置業務

(2) 附帯事業

(3) 任意事業

- 2 事業者は、要求水準書等に従い、別紙 2（事業日程）に定める事業日程により、前項各号に掲げる本事業の業務を実施する。
- 3 事業者は、本事業を実施するにあたり、適用される全ての法令等を遵守するとともに、善良な管理者の注意を以て、本事業を実施しなければならない。

第5条 （市の責任負担）

- 1 本事業に伴う水道法、下水道法及び工業用水道事業法上の責任は、市が負担する。
- 2 本事業期間中に、本件施設に関し市が汚泥有効利用事業（以下「本件施設市実施事業」という。）を実施する場合、本件施設市実施事業に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用（又は費用の減少）及び損害については、別紙 9（サービス対価の支払方法）に定めるところに従って、サービス対価の変更を行う。
- 3 前項に定めるほか、市は、本施設の改築又は新たな設備の導入等を事業者と協議の上で実施することができる。この場合において、協議開始から 30 日以内に当該協議が合意に至らなかった場合には、市は、市の決定に従って、当該改築又は設備の導入等に伴って必要となる要求水準書の変更を指定するとともに、当該改築又は設備の導入等を行う。かかる改築又は新たな設備の導入等に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用（又は費用の減少）及び損害については、別紙 9（サービス対価の支払方法）に定めるところに従って、サービス対価の変更を行う。
- 4 前 3 項に定めるほか、市及び事業者の責任負担は要求水準書等に定めるところによる。

第6条 （資金調達）

- 1 本事業の実施に関する一切の費用は、事業契約に別段の定めがある場合を除き全て事業者が負担し、本事業の実施に要する事業者の資金調達は全て事業者の責任において行う。

- 2 事業者は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、前項に定める資金調達にかかる金利変動による追加費用が生じた場合は、当該追加費用を負担する。

第7条 (公租公課の負担)

- 1 事業者は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業に関連して事業者が生じる一切の租税を負担する。
- 2 市は、事業者に対し、事業契約の定めに従い、サービス対価にかかる消費税等の支払債務を負担する。

第8条 (契約の保証)

- 1 事業者は、事業契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付し、本事業期間が終了するまでの間これを維持しなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 事業契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
 - (4) 事業契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 事業契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証にかかる契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、頭書記載のサービス対価総額の1事業年度相当額（消費税等を含み、頭書記載のサービス対価総額の10分の1の額とする。）の10分の1以上としなければならない。
- 3 事業者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第90条（事業者事由による解除）第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 事業契約の規定に基づくサービス対価の変更又は改定により、保証の額が明らかに不相当と認められる場合、市又は事業者は、相手方に対し保証の額の増額又は減額について協議を申し入れることができる。

第2章 本事業実施の体制及び計画

第1節 本事業の体制及び計画

第9条 (本事業の体制)

- 1 事業者は、事業契約締結後速やかに、要求水準書等に基づき、統括遂行責任者、業務主任技術者、その他本事業の実施に必要な人員等（必要な有資格者を含む。）を確保し、市に対して、その旨を通知のうえ、市の確認を受けなければならない。また、市の確認を受けた統括遂行責任者、業務主任技術者、その他本事業の実施に必要な人員等を変更したときも同様とする。
- 2 統括遂行責任者は、事業契約の履行に関し、本事業の業務全体の管理及び統括を行うほか、サービス対価の変更、請求及び受領、第23条（統括遂行責任者等の変更）の請求の受理、第24条（監理責任者の変更）の請求、通知の受理並びに事業契約の解除にかかる権限を除き、事業契約に基づく業務に関する一切の権限を行使することができる。
- 3 事業者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを統括遂行責任者に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市に通知しなければならない。

第10条 (監理責任者)

- 1 市は、本事業を監督する監理責任者を置いたときは、その氏名を事業者に通知する。また、監理責任者を変更した場合も同様とする。
- 2 監理責任者は、事業契約の他の条項に定めるもの及び事業契約に基づく市の権限とされる事項のうち市が必要と認めて監理責任者に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 市の水道法、下水道法及び工業用水道事業法の責任を果たす上で必要な事業者又は事業者の統括遂行責任者に対する業務に関する指示。
 - (2) 事業契約、要求水準書、その他関係書類の記載内容に関する事業者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答。
 - (3) 本事業の履行に関する事業者又は事業者の統括遂行責任者との協議。
 - (4) 本事業の進捗の確認、照合その他契約の履行状況の調査及び改善通告。
 - (5) モニタリングの実施及び通知。
- 3 事業契約に定める書面の提出は、監理責任者を經由して行う。この場合においては、監理責任者に到達した日をもって、市に到達したものとみなす。

第11条 (5箇年事業実施計画書)

- 1 事業者は、契約締結日の翌日から30日以内に、本事業の実施に関する基本的な重要事項を定めた第Ⅰ期5箇年事業実施計画書を策定し、市と協議の上、事業開始日の30日前までに市の承諾を得なければならない。
- 2 前項の第Ⅰ期5箇年事業実施計画書は、事業開始日から第Ⅰ期事業期間の終了日までの期間を対象とする。
- 3 事業者は、第Ⅰ期事業期間終了日より60日前までに、本事業の実施に関する基本的な重要事項を定めた第Ⅱ期5箇年事業実施計画書を策定し、市と協議の上、第Ⅱ期事業開始日の前までに市の承諾を得なければならない。
- 4 前項の第Ⅱ期5箇年事業実施計画書は、第Ⅱ期事業開始日から本事業期間の終了日までの期間を対象とする。
- 5 事業者は、第Ⅰ期又は第Ⅱ期5箇年事業実施計画書の内容等に変更が生じる場合、市に変更の申し出を行うことができる。ただし、当該変更が軽微な場合は、この限りではない。
- 6 市は、前項の申し出を受けたときは、当該事業実施計画書の内容及び費用等の変更について、事業者と協議するものとする。

第12条 (年間事業実施計画書)

- 1 事業者は、各事業年度の開始前までに、当該事業年度における具体的な業務実施の詳細を定めた年間事業実施計画書を策定し、市の承諾を得なければならない。
- 2 年間事業実施計画書は、それぞれ、第Ⅰ期5箇年事業実施計画書、第Ⅱ期5箇年事業実施計画書に基づき策定する。
- 3 本事業の開始年度については、第1項の「当該事業年度の開始前までに」とあるのを「第Ⅰ期5箇年事業実施計画書の市の承諾を受けた日の翌日から30日以内までに」と読み替え、この条を適用する。
- 4 第Ⅱ期事業期間の開始年度については、第1項の「当該事業年度の開始前までに」とあるのを「第Ⅱ期5箇年事業実施計画書の市の承諾を受けた日の翌日から30日以内までに」と読み替え、この条を適用する。

第13条 (5箇年修繕計画書)

- 1 事業者は、契約締結日の翌日から30日以内に、事業開始日から第Ⅰ期事業期間の終了日までの期間における定期修繕の予定を定めた第Ⅰ期5箇年修繕計画書を策定し、市と協議の上、事業開始日の30日前までに、市の承諾を得なければならない。
- 2 事業者は、第Ⅰ期事業期間終了日より60日前までに、第Ⅱ期事業期間開始から事業期間の終了日までの期間における定期修繕の予定を定めた第Ⅱ期5箇年修繕

計画書を策定し、市と協議の上、第Ⅱ期事業開始日の前までに、市の承諾を得なければならない。

3 事業者は、ストックマネジメントにかかる計画等により、第Ⅰ期又は第Ⅱ期 5 箇年修繕計画書で予定する定期修繕の内容等に変更が生じる場合、市に変更の申し出を行うことができるものとする。ただし、当該変更が軽微な場合は、この限りではない。

4 市は、前項の申し出を受け、承諾したときは、当該定期修繕の内容及び費用等の変更について、事業者と協議する。

第14条 (年間修繕計画書)

1 事業者は、各事業年度の開始前までに、当該事業年度における定期修繕内容の詳細を定めた年間修繕計画書を策定し、市の承諾を得なければならない。

2 年間修繕計画書は、それぞれ、第Ⅰ期 5 箇年修繕計画書、第Ⅱ期 5 箇年修繕計画書に基づき策定する。

3 本事業の開始年度については、第 1 項の「当該事業年度の開始前までに」とあるのを「第Ⅰ期 5 箇年修繕計画書の市の承諾を受けた日の翌日から 30 日以内までに」と読み替え、この条を適用する。

4 第Ⅱ期事業期間の開始年度については、第 1 項の「当該事業年度の開始前までに」とあるのを「第Ⅱ期 5 箇年修繕計画書の市の承諾を受けた日の翌日から 30 日以内までに」と読み替え、この条を適用する。

5 事業者は、本事業期間において、突発的な機械・電気その他の設備故障、損傷等が発生したときは、市の承諾を得て、速やかに復旧する。ただし、緊急やむを得ないときは復旧の後、市に報告する。

第15条 (緊急時対応計画書)

1 事業者は、契約締結日の翌日から事業開始日の 30 日前までに、地震、停電、薬品の漏洩、機器の破損、異常増水、水質異常、その他の緊急事態が発生した場合におけるその対応の原則、方針、手順等を定めた緊急時対応計画書を要求水準書等に基づき策定し、市と協議の上、事業開始日前までに市の承諾を得なければならない。

2 事業者は、緊急事態の対応に対して万全を図るため、前項の緊急時対応計画書を必要に応じて適宜改訂する。

3 事業者は、前項の改訂を行ったときは、速やかに市に届出て、その承諾を得なければならない。

第16条 (事業実施計画書の修正)

1 市は、前 5 条に基づく事業実施計画書が不相当であると認める場合は、その事

由を明らかにし、かつ、期日を指定した上で、事業者に対し、その変更若しくは修正又は再提出を請求することができる。

- 2 事業者は、市から前項の請求があったときは、当該事業実施計画書について変更若しくは修正又は再提出をしなければならない。
- 3 事業者が期日までに、事業実施計画書の変更若しくは修正又は再提出をしなかった場合は、要求水準の未達として、第 69 条（サービス対価の支払い停止及び減額）に定める措置を適用する。
- 4 市は正当な理由なくして、事業者が提出した事業実施計画書に対する承諾を留保し、又は遅延してはならない。

第17条 （セルフモニタリング実施計画書）

事業者は、事業開始予定日の 90 日前までに、モニタリング基本計画書に従い、本事業の実施に関するセルフモニタリング実施計画書案を作成して市に提出し、市と調整の上、事業開始予定日の 30 日前までに確定させ市の承認を受けなければならない。

第 2 節 必要な契約等の締結

第18条 （必要な契約の締結）

- 1 事業者は、義務事業の業務のうち、構成員外委託禁止業務を構成員以外の第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 2 事業者は、運転管理業務、保守管理業務、コンサルタント業務のうち設計業務、改築工事及び整備工事について、原則として構成員に委託し又は請け負わせなければならない。但し、前項に違反しない場合であって、募集要項に定める当該業務担当企業の要件を満たす場合には、この限りではない。
- 3 事業者は、要求水準書等に従い、本事業の各業務に着手する日までに、当該各業務にかかる業務委託請負先との間で業務委託請負契約を締結し、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを市に提出する。
- 4 事業者は、前 2 項に基づき各業務の全部又は一部を業務委託請負先に対して委託し又は請け負わせる場合、暴力団又は暴力団員等のいずれかに該当する者その他市が不適切と認める者に対しては委託せず又は請け負わせてはならず、業務委託請負先をして、暴力団又は暴力団員等のいずれかに該当する者その他市が不適切と認める者に対しては再委託をさせず又は下請負をさせてはならない。
- 5 事業者は、第 2 項及び第 3 項に基づく業務委託請負先への委託又は請負に関する一切の責任を負い、業務委託請負先の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして事業者が責任を負う。

第19条 (事業者による許認可等の取得等)

- 1 本事業を実施するために必要となる一切の許認可等は、事業者が取得して維持し、又は作成して提出する。
- 2 事業者は、本事業を実施するために必要となる許認可等の取得若しくは維持又は届出若しくは報告に関する責任及び費用（許認可等取得の遅延から生じる追加費用を含む。）を負担する。ただし、その遅延が市の責めに帰すべき事由による場合には、市がその責任及び損害を負担する。
- 3 市は、事業者が市に対して書面により要請した場合、第1項に定める事業者による許認可等の取得若しくは維持又は届出若しくは報告について、法令等の範囲内において必要に応じて協力する。
- 4 事業者は、第1項に定める許認可等の原本又は届出若しくは報告の写しを保管し、許認可等の原本証明付きの写し又は届出若しくは報告の写しを市に提出する。

第20条 (保険の付保等)

- 1 事業者は、自ら又は業務委託請負先をして、別紙 3（事業者等が付す保険）の定めるところにより、自らの責任及び費用負担により、本事業の実施に必要な保険に加入し又は加入させなければならない。
- 2 事業者は、自らが保険契約者であるか否かを問わず、前項による保険に関する証券及び保険約款（特約がある場合には、当該特約に関する書類を含む。）又はこれらに代わるものを、それらの保険契約締結後直ちに市に提示し、原本証明付き写しを提出しなければならない。

第3章 適正業務の確保

第21条 (要求水準を満たす業務の実施)

事業者は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、本事業を実施する。

第22条 (要求水準の変更)

- 1 市は、本事業期間中に次の各号に掲げる事由が発生した場合、要求水準書を変更することができる。ただし、市は、あらかじめ事業者に対してその旨及び理由を記載した書面により通知し、事業者と協議を行わなければならない。
 - (1) 法令改正により本事業の業務内容を著しく変更せざるを得ないとき

- (2) 災害、事故等により、特別な本事業の業務内容が必要なとき又は本事業の業務内容を著しく変更したとき
 - (3) 市の事由等により本事業の業務内容の変更が必要なとき
- 2 前項の要求水準書の変更に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害の負担は、かかる要求水準書の変更が(1)法令改正による場合は第 80 条（法令改正による追加費用及び損害の負担）に従い、(2)税制等が改正され又は制定されたことによる場合は第 81 条（税制改正）に従い、(3)不可抗力による場合は、第 83 条（不可抗力による追加費用及び損害の負担）に従い、(4)前記(1)から(3)以外の場合であって、市の事由による場合は市が、事業者の事由による場合は事業者が、それぞれ負担する。
 - 3 この条に基づく要求水準書の変更により事業者の本事業の実施に要する費用が減少する場合には、当該費用相当額については市の帰属とする。
 - 4 この条に基づく要求水準書の変更は書面をもって行う。

第23条 （統括遂行責任者等の変更）

- 1 市は、本事業期間中において、統括遂行責任者又は業務主任技術者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、事業者に対し、その理由を明示した書面により、当該責任者の変更を要請することができる。
- 2 事業者は、前項に規定する要請を受けたときは、速やかに新たな当該要請にかかる責任者を選出し、市に届け出なければならない。
- 3 事業者は、本事業期間中において、統括遂行責任者又は業務主任技術者を変更する必要があるときは、要求水準書に定めるところに従って、当該責任者を変更することができる。

第24条 （監理責任者の変更）

- 1 事業者は、監理責任者がその職務の執行が不相当と認められるときは、市に対し、その理由を明らかにして、必要な措置を請求することができる。
- 2 市は、前項の規定による請求があったときは、当該請求にかかる事項について決定し、その結果について請求を受理した日から 10 日以内に事業者に通知しなければならない。

第25条 （業務日報の作成）

事業者は、要求水準書等に基づき、業務日報を作成し、常に本件施設に備えなければならない。

第26条 （業務の報告）

事業者は、要求水準書の定めるところに従い、本事業の実施状況を正確に反映

した次に掲げる業務報告書を作成する。

- (1) 事業者は、毎月、月間業務報告書を作成し、当該月の月間業務報告書を業務日報とともに翌月の第5開庁日までに、市に提出しなければならない。
- (2) 事業者は、事業年度ごとに年間業務報告書を作成し、当該事業年度の年間業務報告書を翌年度の4月の第10開庁日までに、市に提出しなければならない。

第27条 (財務情報の報告)

- 1 事業者は、各事業年度の会社法に定める計算書類、事業報告、附属明細書のほか、監査報告、会計監査報告及びキャッシュフロー計算書を、各事業年度の終了後3ヶ月以内に市に報告しなければならない。
- 2 事業者は、本事業期間中、本事業の財務情報に関し市が必要と認めて（市の公有財産台帳の整理等のため必要があるときを含む。）報告を求めた事項について、遅滞なく市に報告しなければならない。

第28条 (セルフモニタリング)

事業者は、モニタリング基本計画書及びセルフモニタリング実施計画書の定めに従い、セルフモニタリングを行い、セルフモニタリング実施報告書を所定の期限までに又は市の請求に従って随時、市に提出する。

第29条 (市による実績評価)

- 1 市は、事業者からセルフモニタリング実施報告書その他の報告書が提出された場合、要求水準書、モニタリング基本計画書及びモニタリング実施計画書の定めに従い、本事業の実施内容が要求水準を満たしているか否か、また、提案書に基づき適正かつ確実に遂行されているか否かを確認する。事業者は、要求水準書、モニタリング基本計画書及びモニタリング実施計画書の定めに従い、かかる確認に必要な協力を行う。
- 2 市は、前項による他、必要と認めるときは、事業者に対して事前に通知することなく、現地調査により、本事業の実施状況を確認することができ、事業者は、市の求めに応じて、市の確認に立会い、本事業の実施状況を説明し、又は書類を提出するなど、かかる確認に必要な協力を行う。
- 3 市は、前条（セルフモニタリング）のセルフモニタリング、第1項の実績評価及び前項の確認により、事業者の実施する業務につき要求水準の未達があると判断した場合、要求水準書及びモニタリング基本計画書の定めに従って、事業者に対し、改善措置をとることを求めることができる。
- 4 事業者は、前項の場合、要求水準書及びモニタリング基本計画書に従った改善計画の作成、改善措置の実施等を行わなければならない。

第30条 (中間総合評価の実施)

- 1 市は、第Ⅰ期事業期間を通じた事業者の本事業の履行状況について、事業契約の継続の有無も含めて、総合的に評価（以下「中間総合評価」という。）を行う。
- 2 市は、中間総合評価を第Ⅰ期事業期間終了日の30日前までに実施し、その結果を速やかに事業者に通知する。
- 3 前項の結果、著しく評価が低く、若しくは本契約の目的を達成することが極めて難しいことが明らかとなるときは、第90条（事業者事由による解除）第1項第10号の定めに従う。
- 4 中間総合評価に必要な項目、内容、方法等は、要求水準書に定めるとおりとする。

第4章 移行期間の業務

第31条 (移行期間の業務)

事業者は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、移行期間中の業務を実施し、これを完了させなければならない。

第32条 (統括管理業務の実施)

事業者は、事業契約締結日の翌日以降、事業契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、統括管理業務を実施する。

第33条 (事業開始に伴う既存施設等の確認及び使用)

- 1 市及び事業者は、契約締結日の翌日から移行期間終了日までの間において、既存施設等の性状、規格、機能、数量等について、双方立会いの上確認する。この確認の方法等は、要求水準書に定めるところによる。なお、既存施設等の確認にかかる費用は、各自これを負担する。
- 2 事業者は、本業務の実施を目的として、既存施設等を使用することができる。
- 3 事業者は、既存施設等について、善良なる管理者の注意を以って、これを使用し、又は保存し、若しくは管理しなければならない。

第34条 (事業開始に伴う業務引継ぎ等)

- 1 市及び事業者は、各自の負担により、契約締結日の翌日から事業開始日まで

に、本件施設の事業実施に必要な業務引継ぎ等が終了するよう努める。なお、業務引継ぎ等の内容等については、要求水準書に定めるところによる。

- 2 市は、事業者が本件施設の事業実施に合理的に必要とし、市が保有する書類、データ、本件施設の状況等（以下「本件施設の情報等」という。）を、事業者に適切に開示するものとする。
- 3 前項のほか、市は、事業者が本件施設の事業実施に必要とする教育・研修等への協力及び支援を行うほか、市の業務委託先をして、必要な協力を行わせる。
- 4 事業者は、本件施設の事業実施上必要となる本件施設の情報等を十分に把握するとともに、教育・研修等を通じて、本件施設の習熟に努める。
- 5 次の各号のいずれかに該当するときは、事業者は第 1 項に規定する事業者による業務引継ぎ等を行わないことができる。
 - (1) 業務引継ぎ等の必要がない事由を事業者が書面で提出し、これを市が認めたとき。
 - (2) 市が、本件施設に関する事業者による業務引継ぎ等が必要ないと認めたとき。

第35条 （本件施設の契約不適合責任等）

- 1 本件施設について事業開始日時点における重大な契約不適合（当該施設において法令等上又は要求水準上求められる基準を満たさないこととなる契約不適合であって、募集要項等市が優先交渉権者に開示した資料及び事業契約締結前に優先交渉権者又は事業者が知り得た情報から合理的に予測することのできないものに限る。なお、経年劣化は契約不適合に該当しない。以下この条において同じ。）が発見された場合、事業者は、当該契約不適合から事業者に発生する本事業の実施に要する追加費用又は損害の額が 1 件につき 130 万円（消費税等の額を含まない金額とする。）を超えた場合に限り、市に対し、当該契約不適合の市による修繕の実施に加え、当該契約不適合に起因して事業者に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害の負担を請求することができる。
- 2 前項の場合において、処理場施設の契約不適合に対応して改築が必要と市が判断した場合、市は、当該改築を本契約に基づく改築工事として実施することを指定することができる。
- 3 事業者は、事業開始日以後 3 年以内（以下この条において「契約不適合責任期間」という。）でなければ、第 1 項の契約不適合を理由とした追加費用及び損害の負担の請求（以下この条において「請求」という。）をすることができない。
- 4 前項の請求は、具体的な契約不適合の内容、請求する追加費用及び損害額の算定の根拠等当該請求の根拠を示して、市に第 1 項の負担を求める意思を明確に告げることで行う。
- 5 事業者が契約不適合責任期間の内に第 1 項の契約不適合を知り、その旨を市に

通知した場合において、事業者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求をしたものとみなす。

- 6 契約不適合責任期間の経過後において、本件施設について事業開始日時点における契約不適合が発見された場合には、市は当該契約不適合の修繕のみ行う（ただし、当該修繕に要する費用が 1 件につき 130 万円（消費税等の額を含まない金額とする。）を超えた場合に限る。）。ただし、当該契約不適合について、市が施工業者、製造業者、業務受託者その他の第三者（以下「工事請負業者等」という。）に対して契約に基づく損害賠償請求を行うことができる場合、市は、事業者の要請に応じて、当該契約不適合に起因して市に生じた損害若しくは費用等を補償させる。当該契約不適合に起因して市が工事請負業者等から実際に補償金を受領した場合には、当該受領した金額から市に生じた固有の損害及び費用等（もしあれば。）を控除した残額の限度で、当該契約不適合に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害を負担する。事業者は、市の要請に応じてこれに最大限協力しなければならない。
- 7 市は、前項及び事業契約に別段の定めがある場合を除き、契約不適合責任期間経過後に本件施設について契約不適合が発見された場合、これらの契約不適合については一切責任を負わない。

第 5 章 義務事業

第 1 節 義務事業の開始条件

第36条 （義務事業の開始条件）

- 1 事業者は、事業開始予定日までに次に掲げる条件をすべて充足し、かかる充足を停止条件として、義務事業（統括管理業務を除く。）を開始する。
 - (1) 第 9 条（本事業の体制）第 1 項に基づく通知を行っていること。
 - (2) 第 11 条（5 箇年事業実施計画書）乃至第 15 条（緊急時対応計画書）に基づく事業実施計画書（ただし、年度の計画については初年度に限る）について市の承諾を得ていること。
 - (3) 第 17 条（セルフモニタリング実施計画書）に基づくセルフモニタリング実施計画書について市の承認を得ていること。
 - (4) 第 18 条（必要な契約の締結）第 3 項に従い、業務委託請負先との間で義務事業の各業務に関する業務委託請負契約が締結され、当該契約書の写しが市に提出されていること。
 - (5) 第 19 条（事業者による許認可等の取得等）第 1 項に基づく許認可等が取得

されていること。

- (6) 第 20 条（保険の付保等）に定める、義務事業について必要となる保険の付保が完了していること。
 - (7) 第 33 条（事業開始に伴う既存施設等の確認及び使用）第 1 項に基づく確認が完了していること。
 - (8) 第 34 条（事業開始に伴う業務引継ぎ等）に基づく引継ぎ等が完了していること。
 - (9) 第 73 条（事業者による誓約事項）第 1 項に定める各書類が市に提出されていること。
 - (10) 市が必要と認める場合には、第 108 条（金融機関等との協議）に定める市と金融機関等との間の協定書が締結されていること。
 - (11) 基本協定書第 4 条（事業予定者の出資者）第 2 項に定める出資者保証書が市に提出されていること。
 - (12) 事業者が事業契約に対する重大な義務違反がないこと。
- 2 事業者が事業開始予定日までに義務事業の開始条件を充足できなかった場合（ただし、当該未充足につき事業者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）、市は、当該遅延期間中に市が義務事業の実施に要した費用額を損害金として事業者に請求することができる。

第 2 節 義務事業の実施

第 37 条 （義務事業の実施）

事業者は、本事業期間中、事業契約に別段の定めがある場合を除き、要求水準書等に定める条件に従い、自らの責任及び費用負担において、義務事業を実施しなければならない。

第 38 条 （水質等の保証）

- 1 事業者は、本事業期間を通じ、処理場施設の業務において要求水準書に定める流入下水を適切に処理し、放流水質を確保するほか、脱水ケーキ含水率を確保し、これを保証するものとする。
- 2 事業者の責めに帰すべき事由により、前項の水準を確保できず、第三者に損害が生じたときは、第 85 条（第三者に及ぼした損害）の定めに従うものとする。

第 39 条 （事業者による施設改良等）

- 1 本事業を効果的かつ効率的に実施するため、要求水準書に定めるところにより、事業者は市の承諾を得て、事業者の責任と費用により、本件施設について、必要な変更又は改良を行うことができる。

- 2 前項の設備を設置するときは、事業者は、必要最小限の範囲で本件施設に変更を加えることができる。この場合において、事業者は当該変更の内容について、事前に市に通知し、その承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項に基づき事業者が本件施設に設置した設備の所有権は、事業者に帰属する。

第 3 節 コンサルタント業務

第40条 (年度実施協定 (コンサルタント業務))

- 1 事業者は、コンサルタント業務について、第 44 条 (改築実施基本協定、年度実施協定 (改築工事)) 第 1 項に基づく改築実施基本協定を締結するまでに、市との間で、別紙 10-2 (コンサルタント業務及び下水道管路面整備業務に係るサービス対価の設定及び変更方法) に定める提案委託金額及び提案委託金額比率に関する市との合意書を作成する。
- 2 事業者は、コンサルタント業務について、要求水準書等に従ってその内容を市と協議及び調整の上、各事業年度の 4 月 20 日まで (ただし、当該事業年度の 4 月 15 日までに当該設計にかかる国補助金にかかる国の予算の配分がなされない場合には、市が別途定める日まで) に、市との間で別紙 4 (年度実施協定 (コンサルタント業務)) の様式による年度実施協定 (コンサルタント業務) を締結する。
- 3 前項の規定にかかわらず、年度実施協定 (コンサルタント業務) の対象となるコンサルタント業務にかかる国補助金の要望額に対して国の予算の配分額が相違する場合においては、年度実施協定 (コンサルタント業務) に定めるコンサルタント業務に要する費用は、当該国の予算の配分額をもとに算出された額とする。この場合において、市は、事業者と協議のうえ、当該年度実施協定 (コンサルタント業務) に規定するコンサルタント業務の内容を、国補助金にかかる国の予算の配分額に合わせた内容とし、事業者は、これに異議を述べない。なお、この項に基づくコンサルタント業務の調整に起因した要求水準の未達は事業者の責めに帰すべき事由によらないものとし、これに起因して事業者が発生する処理場施設の維持管理業務に要する増加費用は、市がこれを負担する。
- 4 年度実施協定 (コンサルタント業務) は、事業契約の一部を構成し、事業者は、第 41 条 (設計等) 及び第 42 条 (成果物の契約不適合責任) 並びに年度実施協定 (コンサルタント業務) の規定に従って、設計業務を実施しなければならない。

第41条 (設計等)

- 1 事業者は、要求水準書等、事業実施計画書及び年度実施協定 (コンサルタント業務) に従い、コンサルタント業務のうち、要求水準書に定める範囲の本件施設にかかる設計を実施する。

- 2 事業者は、事前調査を完了し、設計に着手するまでに、要求水準書等に従って検討事項をまとめ、市の確認を得なければならない。
- 3 本事業用地の土壌汚染、埋蔵文化財又は地中埋設物の存在について、要求水準書等で規定されていなかったこと又は規定されていた事項が事実と異なっていたことが判明した場合には、その旨を直ちに市に通知しなければならない。
- 4 本事業用地の土壌汚染、埋蔵文化財、地中埋設物又は地盤の状態に起因して事業者が発生する設計業務の実施に要する追加費用は、市がこれを負担し、設計業務が遅延する場合には、市は事業者と協議の上、対象となる業務の履行期限を変更する。ただし、募集要項等市が優先交渉権者に開示した資料又は優先交渉権者又は事業者が知り得た情報から合理的に判断できる範囲の事業用地の土壌汚染、埋蔵文化財、地中埋設物又は地盤の状態に起因する場合にはこの限りではない。
- 5 事業者は、事前調査の不備に起因して発生する一切の責任及び追加費用を負担する。
- 6 事業者は、市に対し、要求水準書等に従い、一定期間において進捗した設計の内容その他の設計及びその関連業務の進捗状況に関し定期的に報告書を提出しなければならない。市は、設計の内容その他の設計及びその関連業務の進捗状況に関して、随時に、事業者に対して説明を求めることができ、報告書その他の関連資料の提出を求めることができる。
- 7 事業者は、事業実施計画書に従った部分毎に、要求水準書等に基づく設計の完了後又はその他市が必要と認めた場合、速やかに、設計図書その他の要求水準書等が定める書類を市に提出して市の確認を受けなければならない。
- 8 市は、事業者から提出された設計図書が、法令、要求水準書等の規定に適合しないこと又は逸脱していることが判明した場合は、設計図書の受領後遅滞なく当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう事業者に対して求めることができる。この場合、事業者は、速やかに当該箇所を自らの費用負担で是正した設計図書を市に提出し、市の確認を受ける。
- 9 市は、前 2 項に基づき事業者から提出された設計図書を確認した結果、適当と認めた場合は、当該設計図書を承認する旨を事業者に通知する。
- 10 市は、設計図書の内容の承認の通知のみを理由として、事業者の業務の実施に関して何らの責任を負うものではない。
- 11 設計図書の是正を要する箇所が要求水準書等の明示的な記載に従ったものであることが認められる場合で、市の指示の不備・誤り、その他の市の責めに帰すべき理由による場合は、市は、当該是正に起因して事業者が発生する設計業務に要する追加費用及び損害を合理的な範囲で負担する。ただし、事業者が当該要求水準書等の記載が不適當であること又は市の指示に不備・誤りがあることを知りながら市に異議を述べなかった場合は、この限りではない。

第42条 (成果物の契約不適合責任)

- 1 市は、市の確認を得たコンサルタント業務の成果物に種類又は品質に関して要求水準書等の内容に適合しないもの（以下この条において「契約不適合」という。）があるときは、事業者に対し、当該成果物の修補による履行の追完を請求し、又は履行の追完に代えて若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項の場合において、事業者は、市に不相当な負担を課するものでないときは、市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市は、その不適合の程度に応じてサービス対価C（サービス対価C-1、C-2及びC-3の総称をいう。以下同じ。）の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにサービス対価Cの減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 市は、提出された成果物に関し、市の承認（以下この条において単に「承認」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、サービス対価Cの減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 5 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 6 市が第4項に規定する契約不適合にかかる請求等が可能な期間（以下この項及び第9項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、市が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 7 市は、第4項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 8 前各項の規定は、契約不適合が事業者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定め

るところによる。

- 9 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 10 市は、成果物の確認の際に契約不適合があることを知ったときは、第 4 項の定めにかかわらず、その旨を直ちに事業者へ通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 11 承認された成果物の契約不適合が要求水準書及び募集要項等の記載内容、市の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、市は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、事業者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第 4 節 改築工事・整備工事

第43条 (改築計画の作成)

- 1 市及び事業者は、事業開始予定日を含む事業年度から 5 事業年度目まで（当該事業年度を含む。）の期間についての市が作成した改築計画につき協議及び調整を行い、当該改築計画を第 3 項の条件を満たした内容としなければならない。
- 2 事業者は、前項に定める期間以降の翌 5 事業年度についての改築計画を、ストックマネジメント計画（第 3 期）策定業務として、当該 5 事業年度開始予定日の前々事業年度の 2 月末日までに策定するものとし、以降も同様とする。なお、当該改築計画に国補助金の対象外となる処理場施設の改築を含める場合には、事業者は予め市に申し入れを行うものとし、市は、事業者と協議のうえ、当該改築の可否及び実施条件を決定する（以下、かかる改築業務を「補助金対象外改築工事」という。）。
- 3 市及び事業者は、第 1 項に基づく改築計画の協議及び調整並びに前項に基づく改築計画を作成する場合には、市及び事業者が別途合意した場合を除き、当該改築計画に基づき行われる処理場施設の改築工事に要する費用の総額を、当該改築計画の対象となる 5 事業年度にかかる改築工事に要する費用の総額として提案書に記載された金額以内の額としなければならない。

第44条 (改築実施基本協定、年度実施協定（改築工事）)

- 1 事業者は、改築計画が策定された場合、当該改築計画の対象期間に事業者が実施する予定の処理場施設の改築について、当該期間に属する最初の事業年度の 4 月 20 日まで（ただし、当該事業年度の 4 月 15 日までに改築にかかる国補助金にかかる国の予算の配分がなされない場合には、市が別途定める日まで）に、市との間で、別紙 10（工事に係るサービス対価の設定及び支払方法）に定める提案工

事金額、提案請負代金比率及び個別単価に関する合意書を作成するとともに別紙 5（改築実施基本協定）の様式による改築実施基本協定を締結する。改築実施基本協定には、当該対象期間中に実施される予定の処理場施設の改築工事に要する費用の総額及び当該対象期間中の各事業年度に実施される予定の単年度対象改築工事に要する費用を規定し、改築実施基本協定に規定される当該対象期間中に実施される予定の処理場施設の改築工事に要する費用の総額は、当該費用の総額として改築計画に記載された額以内の額としなければならない。

- 2 事業者は、各事業年度の単年度対象改築工事について、その内容を市と協議及び調整の上、当該事業年度の 4 月 20 日まで（ただし、当該事業年度の 4 月 15 日までに改築にかかる国補助金にかかる国の予算の配分がなされない場合には、市が別途定める日まで）に、市との間で別紙 6（年度実施協定（改築工事））の様式による年度実施協定（改築工事）を締結する。かかる年度実施協定（改築工事）において定める単年度対象改築工事に要する費用（ただし、前事業年度以前の事業年度において国補助金の交付決定を受けた単年度対象改築工事に要する費用を除く。）は、当該事業年度を期間として含む改築実施基本協定に定める当該事業年度の処理場施設の改築工事に要する費用の金額を上限としなければならない。ただし、本契約に従って年度実施協定（改築工事）を変更する場合はこの限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、年度実施協定（改築工事）の対象となる事業年度における、処理場施設の改築にかかる国補助金の要望額に対して国の予算の配分額が相違する場合においては、年度実施協定（改築工事）に定める単年度対象改築工事に要する費用は、当該国の予算の配分額をもとに算出された額とする。この場合において、市は、改築計画及び改築実施基本協定の内容にかかわらず、事業者と協議のうえ、当該年度実施協定（改築工事）に規定する単年度対象改築工事の内容を、国補助金にかかる国の予算の配分額に合わせた内容とし、事業者は、これに異議を述べない。
- 4 第 35 条（本件施設の契約不適合責任等）第 2 項に基づき、市が処理場施設の契約不適合に対応して改築工事を行うことを決定した場合には、当該改築工事の実施を該当する年度実施協定（改築工事）に含めなければならない。
- 5 第 3 項に基づく単年度対象改築工事の内容の調整又は前項に基づく改築工事の実施（当該改築工事が改築実施基本協定の定めのない工事である場合に限る。）に起因した要求水準の未達は事業者の責めに帰すべき事由によらないものとし、当該これらに起因して事業者が発生する処理場施設の維持管理業務に要する増加費用は、市がこれを負担する。
- 6 改築実施基本協定及び年度実施協定（改築工事）は、事業契約の一部を構成し、事業者は、事業契約第 46 条（市による申請等）乃至第 59 条（国補助金制度の変更）並びに改築実施基本協定及び年度実施協定（改築工事）の規定に従っ

て、単年度対象改築工事を実施しなければならない。

- 7 事業者は、補助金対象外改築工事の実施に起因して市に損害が発生する場合には、市に当該損害を補償しなければならない。

第45条 (年度実施協定(整備工事))

- 1 要求水準書に従って事業者が整備工事の提案を市に行った場合において、当該整備工事の内容及び費用等に関して合意した場合には、事業者は当該整備工事を実施する事業年度の4月20日までに、別紙10(工事に係るサービス対価の設定及び支払方法)に定める予定契約金額、提案請負代金比率及び個別単価に関する合意書を作成するとともに市との間で別紙7(年度実施協定(整備工事))の様式による年度実施協定(整備工事)を締結する。
- 2 年度実施協定(整備工事)は、事業契約の一部を構成し、事業者は、事業契約第46条(市による申請等)乃至第58条(改築工事及び整備工事の契約不適合責任)並びに改築実施基本協定及び年度実施協定(整備工事)の規定に従って、整備工事を実施しなければならない。

第46条 (市による申請等)

処理場施設の改築工事及び整備工事に当たって市が関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合、事業者は、書類作成及び手続き等について、処理場施設の改築工事及び整備工事にかかるスケジュールに支障のない時期に実施できるように協力する。

第47条 (下請負者の健康保険等加入義務等)

- 1 事業者は、改築工事及び整備工事にかかる業務委託請負先をして、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負者としてはならない。
 - (1) 健康保険法第48条の規定による届出
 - (2) 厚生年金保険法第27条の規定による届出
 - (3) 雇用保険法第7条の規定による届出
- 2 前項の定めにかかわらず、事業者は、改築工事及び整備工事にかかる業務委託請負先をして、次の各号に掲げる下請負者の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負者とさせることができる。
 - (1) 当該業務委託請負先と直接下請契約を締結する下請負者で次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負者としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると市が認める場合

- ロ 市の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下この項において「確認書類」という。）を、事業者が市に提出した場合
- (2) 前号に掲げる下請負者以外の下請負者で次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負者としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると市が認める場合
 - ロ 市の指定する期間内に、事業者が当該確認書類を市に提出した場合
- 3 事業者は、社会保険等未加入建設業者が前項第 1 号に掲げる下請負者である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、市の請求に基づき、違約罰として、改築工事及び整備工事にかかる業務委託請負先が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を、市の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 事業者は、下請負者が受任又は請負にかかる工事の施工に際し、改築工事及び整備工事にかかる業務委託請負先をして、建設業法その他関係法令を遵守するよう指導するとともに、下請負者の育成に努めさせなければならない。

第48条 (工事の中止)

市は、必要があると認める場合、事業者に対し、単年度対象改築工事として実施する処理場施設の改築工事及び整備工事にかかる工事の中止の内容及び理由を通知した上で、当該工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

第49条 (工期の変更)

- 1 事業者は、単年度対象改築工事として実施する処理場施設の改築工事及び整備工事について、年度実施協定（改築工事）及び年度実施協定（整備工事）に定められた完成期限（この条において以下「工期」という。）の変更の必要性又はそのおそれが明らかになった場合、直ちに市に報告する。
- 2 事業者が特定法令改正又は不可抗力により工期を遵守できないことを理由として工期の変更を請求した場合、市及び事業者は、協議により新しい工期を定める。
- 3 前項の協議が整わない場合、市は、新しい工期を合理的に定め、事業者はこれに従わなければならない。
- 4 工期の変更により単年度対象改築工事及び整備工事に生じた追加費用及び損害の負担については、第 50 条（単年度対象改築工事及び整備工事にかかる追加費用）に定めるところに従う。

第50条 (単年度対象改築工事及び整備工事にかかる追加費用)

- 1 年度実施協定（改築工事）及び年度実施協定（整備工事）の締結後に当該年度実施協定（改築工事）及び年度実施協定（整備工事）に基づく単年度対象改築工事及び整備工事について事業者が追加費用若しくは損害が生じた場合又はそのおそれが明らかになった場合、事業者は、直ちに市に報告する。
- 2 年度実施協定（改築工事）及び年度実施協定（整備工事）の締結後に、設計業務の段階では予見できなかった事由による現場条件の変更に起因する理由により当該年度実施協定（改築工事）及び年度実施協定（整備工事）に基づく単年度対象改築工事及び整備工事について事業者が追加費用及び損害が生じた場合、市は、事業者と協議のうえ、改築実施基本協定及び当該年度実施協定（改築工事）並びに年度実施協定（整備工事）に規定された単年度対象改築工事及び整備工事の内容の変更につき決定し、当該決定に従って改築実施基本協定及び当該年度実施協定（改築工事）並びに年度実施協定（整備工事）を変更するものとし、事業者はこれに異議を述べない。
- 3 年度実施協定（改築工事）及び年度実施協定（整備工事）の締結後に、市の責めに帰すべき事由（市が単年度対象改築工事又は整備工事について設計変更を求めた場合を含む。）により当該年度実施協定（改築工事）及び年度実施協定（整備工事）に基づく単年度対象改築工事及び整備工事について事業者が追加費用及び損害が生じた場合、市は、事業者と協議のうえ、当該年度実施協定（改築工事）及び年度実施協定（整備工事）に定める単年度対象改築工事及び整備工事に要する費用を増額変更するとともに、当該追加費用及び損害相当額を、年度実施協定（改築工事）及び年度実施協定（整備工事）に基づく当該単年度対象改築工事及び整備工事にかかるサービス対価の支払期限までに事業者を支払う。
- 4 年度実施協定（改築工事）及び年度実施協定（整備工事）の締結後に、不可抗力により当該年度実施協定（改築工事）及び年度実施協定（整備工事）に基づく単年度対象改築工事及び整備工事について事業者が追加費用及び損害が生じた場合、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項に定める場合（ただし、同項第8号は除く。）を除き、当該追加費用及び損害の負担について前項の規定を適用する。
- 5 年度実施協定（改築工事）及び年度実施協定（整備工事）の締結後に、物価の著しい上昇により単年度対象改築工事及び整備工事にかかる費用が著しく増加した場合には、新居浜市公共工事請負契約約款（令和7年4月1日以降の適用版）第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更）を準用し、市は、当該規定に基づき市が負担する金額について、年度実施協定（改築工事）及び年度実施協定（整備工事）に基づく当該単年度対象改築工事及び整備工事にかかるサービス対価の支払期限までに事業者を支払う。
- 6 年度実施協定（改築工事）及び年度実施協定（整備工事）の締結後に、事業者

の責めに帰すべき事由により当該年度実施協定（改築工事）及び年度実施協定（整備工事）に基づく単年度対象改築工事及び整備工事について事業者に追加費用及び損害が生じた場合、当該追加費用及び損害は事業者が負担する。

- 7 第2項乃至第6項に定める場合及び第78条（反対運動及び訴訟等）に定める場合以外の場合であって、単年度対象改築工事及び整備工事に関連して事業者に追加費用若しくは損害が生じた場合（別途の改築工事又は整備工事が必要となった場合を含む。）、市は、事業者と協議のうえ、単年度対象改築工事及び整備工事の見直し並びに事業者の追加費用及び損害の負担につき決定し、当該決定に従って改築実施基本協定及び当該年度実施協定（改築工事）並びに年度実施協定（整備工事）を変更し、事業者はこれに異議を述べない。
- 8 第2項乃至第7項に基づく単年度対象改築工事及び整備費用の追加費用の算定にあたっては、別紙10（工事に係るサービス対価の設定及び支払方法）に基づき合意書が作成された提案請負代金比率、予定請負代金比率又は個別単価に基づいて算出する。

第51条 （単年度対象改築工事及び整備工事にかかる費用の減少）

理由の如何を問わず、単年度対象改築工事及び整備工事に要する費用が年度実施協定（改築工事）及び年度実施協定（整備工事）に定める費用を下回る場合には、市は、事業者と協議のうえ、サービス対価の減額又は当該差額相当額をもって行う改築工事又は整備工事を決定し、必要に応じて当該決定に従って改築実施基本協定及び当該年度実施協定（改築工事）並びに年度実施協定（整備工事）を変更し、事業者はこれに異議を述べない。

第52条 （事業者による試運転）

- 1 事業者は、改築工事及び整備工事の完成に先立って、事業者の費用負担において当該工事の各部位及び各種設備につき、試運転を行い、当該工事が要求水準書等に適合することを確認しなければならない。
- 2 市は、前項に基づき事業者が実施する試運転に立ち会うことができる。
- 3 事業者は、第1項に定める試運転の実施の25日前までに、試運転計画書を作成の上、市に提出しなければならない。
- 4 事業者は、試運転計画書に基づいて第1項に定める試運転を実施しなければならない。
- 5 事業者は、第1項の試運転において、工事の目的物が試運転計画書による基準等のいずれかを満たさないときは、補修工事、部品又は機器の交換若しくはその他必要な追加工事及び処置を自己の負担において行わなければならない。この場合、基準を満たさない事項については、基準を満たすまでこの項の手続を繰り返さなければならない。

- 6 事業者は、試運転計画書に記載された全ての項目についての検査が完了し、工事目的物の要求水準が達成されているか否かの検査が完了したときは、市に対して、工事完成届を提出する。

第53条 (市による検査及び引渡し)

- 1 市は、前条（事業者による試運転）第 6 項の規定による工事完成届の提出を受けたときは、提出を受けた日から 14 日以内に事業者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該改築工事及び整備工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を事業者に通知しなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して、当該改築工事及び整備工事の目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 3 市は、第 1 項の検査によって改築工事及び整備工事の完成を確認した後、完成工作物引渡書により事業者が当該改築工事及び整備工事の目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該改築工事及び整備工事の目的物の引渡しを受けなければならない。
- 4 事業者は、改築工事及び整備工事が第 1 項の検査に合格しないときは、工事手直し指示書の定めるところにより、直ちに修補して市の検査を受けなければならない。
- 5 第 1 項から第 3 項までの規定は、前項の規定による修補が完了した場合に準用する。この場合において、「改築工事及び整備工事を完成」とあるのは、「修補を完了」と、「工事完成届」とあるのは「工事手直し完了届」と、「改築工事及び整備工事の完成」とあるのは「修補の完了」と読み替える。

第54条 (改築工事及び整備工事の目的物にかかる所有権)

単年度対象改築工事として実施する処理場施設の改築工事及び整備工事の目的物は、第 53 条（市による検査及び引渡し）に基づく市への引渡しをもって市の所有に属する。

第55条 (市による改築工事及び整備工事の対価の支払い)

- 1 事業者は、いずれかの改築工事及び整備工事について第 53 条（市による検査及び引渡し）第 1 項（同条第 5 項の規定により適用される場合を含む。第 4 項において同じ。）の検査に合格したときは、年度実施協定（改築工事）及び年度実施協定（整備工事）に定める当該改築工事及び整備工事のサービス対価の支払いを市に対して請求することができる。
- 2 市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に

年度実施協定（改築工事）及び年度実施協定（整備工事）に定める当該改築工事及び整備工事のサービス対価を支払わなければならない。

- 3 市がその責めに帰すべき事由により第53条（市による検査及び引渡し）第1項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 年度実施協定（改築工事）において完成期限が当該事業年度中とされていた改築工事につき、当該事業年度中に完成することが見込まれない場合及び年度実施協定（整備工事）の事業年度中に整備工事が完成することが見込まれない場合、事業者は、当該改築工事及び整備工事に関し繰越調書を作成の上、当該事業年度の12月15日までに市に提出する。
- 5 前各項の規定にかかわらず、補助金対象外改築工事が事業者の責めに帰すべき事由により行われる場合には、事業者は当該補助金対象外改築工事に要する費用の全額を自ら負担し、第2項に基づく支払いを市に請求することはできない。

第56条 （改築工事及び整備工事にかかる前金払）

- 1 事業者は、以下の条件を満たした場合、各事業年度における個別の単年度対象改築工事及び整備工事について、当該事業年度の当該単年度対象改築工事の出来高予定額及び整備工事のサービス対価 D-2 に対応する金額の10分の4以内の前払金の支払を市に請求することができる。
 - (1) （改築工事について）当該事業年度における個別の単年度対象改築工事について、当該改築工事の内容及び対応する出来高予定額を定めた市の指定する様式の個別合意書が市と事業者の間で締結されていること。
 - (2) （整備工事について）当該事業年度における整備工事について、当該整備工事の内容及び対応するサービス対価 D-2 の金額を定めた市の指定する様式の個別合意書が市と事業者の間で締結されていること。
 - (3) 事業者が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、第1号又は第2号に基づく個別合意書に定める事業年度末又は整備工事の完了時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を市に寄託していること。
 - (4) 事業者は、前払金の対象となる改築工事及び整備工事の外注費、材料費、労務費、機械器具の賃借料（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、仮設費及び現場管理費並びに一般管理

費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならず、また、かかる現場管理費及び一般管理費等のうち、当該工事の施工に要する費用にかかる支払については、前払金の100分の25を超える額を充当してはならない。

- 2 市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、個別の改築工事が複数事業年度にわたる工事である場合において、第1項に基づく請求の対象となる事業年度の前事業年度末における当該改築工事の出来形相当額が前事業年度末までの出来高予定額に達しないときには、事業者は、その額が当該出来高予定額に達するまで当該事業年度の前払金の支払を請求することができない。この場合、その額が当該出来高予定額に達するまで第1項第3号に基づく保証期限を延長しなければならない。
- 4 事業者は、サービス対価D-1又はサービス対価D-2が著しく増額された場合においては、その増額後の当該事業年度の個別の単年度対象改築工事の出来高予定額及び整備工事のサービス対価D-2の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 5 事業者は、サービス対価D-1又はサービス対価D-2が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の当該事業年度の個別の単年度対象改築工事の出来高予定額及び整備工事のサービス対価D-2の10分の5を超えるときは、事後業者は、サービス対価D-1又はサービス対価D-2が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、市と事業者で協議して返還すべき超過額を定める。ただし、サービス対価D-1又はサービス対価D-2が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、事業者に通知する。
- 7 市は、事業者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、同項の返還期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

第57条 （市の部分払）

- 1 事業者は、いずれかの事業年度における、複数事業年度にわたる改築工事の進捗が当該事業年度にかかる年度実施協定（改築工事）に規定された出来高以上である場合、当該出来高に対応する費用相当額の10分の9以内の額について、次項

から第 6 項までに定めるところにより部分払として各事業年度末に 1 回のみサービス対価 D-1 の支払を請求することができる。

- 2 事業者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、各事業年度末までに出来形確認請求書を提出して、当該請求にかかる出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場にある工場製品の確認を市に請求しなければならない。
- 3 市は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、事業者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を事業者に通知しなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 5 事業者は、第 3 項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、市は、当該請求を受けた日から 20 日以内に支払わなければならない。
- 6 部分払を行うサービス対価 D-1 の額は、次の式により算定する。この場合において、第 1 項の出来高に対応する費用は、市と事業者で協議して定める。ただし、市が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、市が定め、事業者に通知する。

部分払の額 ≤ 第 1 項の出来高に対応する費用 × (9/10 - 前払金額 / 出来高予定額)

- 7 改築工事の進捗が年度実施協定（改築工事）に規定された当該事業年度における当該改築工事の出来高に達することが見込まれない場合、事業者は、当該改築工事に関し繰越調書を作成の上、当該事業年度の 12 月 15 日までに市に提出する。
- 8 前各項の規定にかかわらず、補助金対象外改築工事が事業者の責めに帰すべき事由により行われる場合には、事業者は、当該補助金対象外改築工事に要する費用について、部分払を請求することはできない。

第58条 （改築工事及び整備工事の契約不適合責任）

- 1 市は、引き渡された改築工事及び整備工事の工事目的物に種類又は品質に関して要求水準書等の内容に適合しないもの（以下この条において「契約不適合」という。）があるときは、事業者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求し、又は履行の追完に代えて若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、事業者は、市に不相当な負担を課するものでないとき

は、市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市は、その不適合の程度に応じて改築工事及び整備工事のサービス対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに改築工事及び整備工事のサービス対価の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 4 市は、引き渡された改築工事及び整備工事の工事目的物に関し、第53条（市による検査及び引渡し）第3項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、改築工事の対価の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 5 前項の定めにかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、市が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 6 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 7 市が第4項又は第5項に規定する契約不適合にかかる請求等が可能な期間（以下この項及び第10項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、市が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 8 市は、第4項又は第5項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 9 前各項の規定は、契約不適合が事業者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。

- 10 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 11 市は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 4 項の定めにかかわらず、その旨を直ちに事業者へ通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

第59条 (国補助金制度の変更)

国補助金制度が変更される場合においては、市と事業者は、協議の上本契約の継続等に向けた措置を講ずる。

第60条 (工水管路の改築)

- 1 市は、第 41 条（設計等）に基づき市が承認した工水管路の基本設計を踏まえ、当該基本設計を承認した事業年度の翌事業年度以降に予定する工水管路の改築の内容、費用等を決定し、当該決定された工水管路の改築の実施について、事業者と協議を行う。
- 2 前項の協議の結果、工水管路の改築の詳細及び実施条件について市と事業者が合意した場合には、市及び事業者は、当該合意に従って、要求水準書等の変更にかかる合意書を締結する。

第 5 節 下水道管路面整備業務

第61条 (年度実施協定（下水道管路面整備業務）)

- 1 事業者は、下水道管路面整備業務について、第 44 条（改築実施基本協定、年度実施協定（改築工事））第 1 項に基づく改築実施基本協定を締結するまでに、市との間で、別紙 10-2（コンサルタント業務及び下水道管路面整備業務に係るサービス対価の設定及び変更方法）に定める提案委託金額及び提案委託金額比率に関する市との合意書を作成する。
- 2 事業者は、下水道管路面整備業務について、要求水準書等に従ってその内容を市と協議及び調整の上、各事業年度の 4 月 20 日までに、市との間で別紙 8（年度実施協定（下水道管路面整備業務））の様式による年度実施協定（下水道管路面整備業務）を締結する。
- 3 前項の規定にかかわらず、年度実施協定（下水道管路面整備業務）の対象となる下水道管路面整備業務にかかる国補助金の要望額に対して国の予算の配分額が相違する場合においては、年度実施協定（下水道管路面整備業務）に定める下水道管路面整備業務に要する費用は、当該国の予算の配分額をもとに算出された額とする。この場合において、市は、事業者と協議のうえ、当該年度実施協定（下水道管路面整備業務）に規定する下水道管路面整備業務の内容を、国補助金にか

かる国の予算の配分額に合わせた内容とし、事業者は、これに異議を述べない。

- 4 年度実施協定（下水道管路面整備業務）は、事業契約の一部を構成し、下水道管路面整備業務については、第 41 条（設計等）及び第 42 条（成果物の契約不適合責任）の規定を準用する。この場合において、第 42 条（成果物の契約不適合責任）において「サービス対価C」とあるのは、「サービス対価F（サービス対価F-1 及びF-2 の総称をいう。以下同じ。）」と読み替える。

第 6 節 緊急時対応

第62条 （臨機の措置）

- 1 事業者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じる。この場合において、事業者は、あらかじめ市の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 2 前項ただし書きにおいて、臨機の措置を講じたときは、事業者は当該措置の内容を、市に直ちに通知する。
- 3 市は、災害防止その他の業務を行う上で、特に必要があると認めるときは、事業者に対して臨機の措置を講じるよう請求することができる。
- 4 事業者が、第 1 項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、要求水準書に定める本業務の範囲外であると認められる部分については、市がこれを負担するものとし、その額は、市と事業者の協議の上で定める。

第63条 （緊急事態の指揮系統）

- 1 市は、災害・事故等の緊急事態の発生又は発生のおそれが生じ、本事業の実施に市の介入が必要であると認めたときは、直ちに統括遂行責任者にその旨を通知する。なおこの項の通知は緊急のときは書面によることを要せず、事後速やかに書面により通知する。
- 2 事業者は、前項の通知を受けたときは、統括遂行責任者は監理責任者又はその他の市の職員の直接の指揮監督に服し、事業者の従事者等は、統括遂行責任者を通じ、監理責任者又はその他の市の職員の指示に従わなければならない。
- 3 他の上工下水道事業体又はその関連団体等から、市に対して災害・事故その他の不可抗力の発生又は発生のおそれを理由として協力要請がなされた場合は、市は、統括遂行責任者を通じて事業者に当該協力要請に応じることを指示することができる。この場合、事業者は、実務上可能な範囲で、市の指示に従わなければならない。

第64条 (災害・事故発生時の費用負担)

市は、前条（緊急事態の指揮系統）第 2 項の規定に従い、統括遂行責任者及び事業者の従事者等が市の指示に従ったことにより、要求水準書等に従った事業者の業務に追加して生じた業務の費用は市の負担とし、その額及び支払方法等は、市と事業者の協議の上で定める。

第 6 章 附帯事業

第65条 (附帯事業の実施)

- 1 事業者は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、附帯事業を実施する。
- 2 附設設備の附設は、整備工事にかかる業務として実施し、附設が完了した附設設備について、事業者はその所有権を市に移転しなければならない。

第 7 章 任意事業

第66条 (任意事業の実施)

- 1 事業者は、本事業期間中、事業契約、募集要項等及び提案書に従い、本事業用地及び本件施設において任意事業を実施することができる。ただし、提案書に記載されていない任意事業を実施する場合には、事業者は、市の事前の承認を得なければならない。
- 2 事業者は、本事業期間中において、任意事業の内容を変更する場合（任意事業のために新規投資、改修及び追加投資を実施する場合を含む。）には、市の事前の承認を得なければならない。
- 3 事業者は、本事業期間中において、任意事業を休止又は廃止する場合には、市に事前に通知する。
- 4 任意事業のために利用する本事業用地及び本件施設に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条の規定による財産の処分が必要となった場合には、市が必要な手続を行う。この場合において、対応する補助金の返還が必要となった場合には、事業者は、当該返還額相当額を市に支払わなければならない。
- 5 事業者は、任意事業の実施に当たっては、本事業の継続に影響を与えないよう、リスク回避措置を十分に講ずるとともに、必要な諸手続は事業者の責任で行う。

- 6 事業契約の他の定めにかかわらず、任意事業にかかる一切の費用及び損害並びに任意事業に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は全て事業者の負担とし、理由の如何を問わず、市はこれらの追加費用及び損害を負担しない。

第8章 サービス対価の支払等

第67条 (サービス対価の支払)

市は、事業者による義務事業の実施に要する費用を、別紙 9 (サービス対価の支払方法)、別紙 10 (工事に係るサービス対価の設定及び支払方法) 及び別紙 10-2 (コンサルタント業務及び下水道管路面整備業務に係るサービス対価の設定及び支払方法) の定めに基づき、サービス対価として事業者を支払う。

第68条 (サービス対価の変更)

- 1 前条の定めにかかわらず、サービス対価の支払額は、別紙 9 (サービス対価の支払方法)、別紙 10 (工事に係るサービス対価の設定及び支払方法) 及び別紙 10-2 (コンサルタント業務及び下水道管路面整備業務に係るサービス対価の設定及び支払方法) に定めるところに従い変更される。
- 2 前項の定めにかかわらず、事業契約の規定に従い市が事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害を負担する場合において、市は、当該追加費用及び損害の事業者への直接支払又はサービス対価の増額変更のいずれかを選択することができる。
- 3 前項の規定に基づきサービス対価の増額変更を行う場合、市及び事業者は、協議によりこれを定める。ただし、協議開始の日から 30 日以内に協議が調わない場合には、市が定め、事業者に通知する。

第69条 (サービス対価の支払い停止及び減額)

第 67 条 (サービス対価の支払) の定めにかかわらず、サービス対価の支払は、別紙 11 (サービス対価の支払い停止及び減額) に定めるところに従い停止又は減額される。

第70条 (サービス対価の返還)

サービス対価の支払後に、事業者が市に提出した当該サービス対価の支払の前提となる報告書に虚偽の記載があることが判明したときは、事業者は市に対して、当該虚偽記載がなければ市が減額し得たサービス対価の相当額を返還しなければならない。

第9章 プロフィットシェア

第71条 (プロフィットシェア)

市は、別紙 12 (プロフィットシェア) の定めに従い、要求水準書の変更を伴う手法等の導入による本事業 (任意事業を除く。) に要する費用の減少について、サービス対価を減額することができる。

第10章 表明保証及び誓約

第72条 (事業者による表明及び保証)

- 1 事業者は、事業契約の締結日現在において、市に対して次の各号の事実を表明し、保証する。
 - (1) 事業者は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること。
 - (2) 事業者は、事業契約を締結し、履行する完全な能力を有し、事業契約上の事業者の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、事業者に対して強制執行可能であること。
 - (3) 事業者が事業契約を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令及び事業者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践していること。
 - (4) 本事業を実施するために必要な事業者の能力又は事業契約上の義務を履行するために必要な事業者の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査は、事業者に対して係属しておらず、事業者の知る限りにおいてその見込みもないこと。
 - (5) 事業契約の締結及び事業契約に基づく義務の履行は、事業者に対して適用される全ての法令等に違反せず、事業者が当事者であり、若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
 - (6) 事業者の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること。
 - (7) 事業者の資本金と資本準備金の合計額は●円¹であること。
 - (8) 事業者の定款に、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役及び会計監査人に関する定めがあること。

¹ 事業提案書に基づき記載する。

- (9) 事業者の定款に、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間（事業者の設立日を含む年度にあたっては、設立日から次に到来する3月31日までの期間）を事業年度とする定めがあること。
- (10) PFI法第9条各号に規定する欠格事由に該当しないこと。

第73条 （事業者による誓約事項）

- 1 事業者は、事業契約の締結後速やかに（契約書については当該契約書の調印後速やかに）次の各号に掲げる各書類の写しを市に対して提出し、事業契約締結後本事業期間が終了するまでの間、事業者について次の各号に掲げる各書類の記載内容が変更された場合、変更後の書類の写しを市に提出しなければならない。
 - (1) 定款
 - (2) 履歴事項全部証明書
 - (3) 印鑑証明書
 - (4) 本事業に関して、事業者に融資等を行う金融機関等との間の次に掲げる契約書
 - イ 本事業に関する事業者に対する融資等にかかる契約書
 - ロ 事業者が保有する資産及び事業者の発行済株式に対する担保権設定にかかる契約書
 - ハ 事業契約その他市と事業者の間で締結された契約に基づく事業者の契約上の地位及び権利に対する担保権設定にかかる契約書
- 2 事業者は、事業契約締結後本事業期間が終了するまでの間、法令等及び事業契約の定めを遵守するほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 事業者は、会社法に基づき設立された株式会社として存続すること。
 - (2) 事業者は、事業契約を締結し履行する完全な能力を有し、事業契約上の事業者の義務が法的に有効かつ拘束力ある義務であって事業者に対して強制執行可能な義務として負担すること。
 - (3) 事業者が事業契約を締結し履行することにつき、日本国の法令及び事業者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践すること。
 - (4) 事業契約の締結及び事業契約に基づく義務の履行が、事業者に対して適用される全ての法令等に違反せず、事業者が当事者であり若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないようにすること。
 - (5) 事業者の定款の目的を、本事業の遂行に限定すること。
 - (6) 事業者は、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、資本金及び資本準

備金の合計額を●円以上²に維持すること。

- (7) 事業者の定款に、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役及び会計監査人に関する定めを置くこと。
 - (8) 事業者の定款に、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間（事業者の設立日を含む年度にあたっては、設立日から次に到来する 3 月 31 日までの期間）を事業年度とする定めを置くこと。
- 3 事業者は、事業契約締結後本事業期間が終了するまでの間、市の事前の書面による承諾なくして、次に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、解散その他会社の基礎の変更
 - (2) 議決権付株式の発行
 - (3) 定款記載の目的の変更及び当該目的の範囲外の行為

第74条 （事業者の株主の異動等）

- 1 事業者は、事業者の株主に異動等があり、株主名簿の記載が変更された場合、直ちに市に対して最新の株主名簿の原本証明付き写しを提出し、市の求めに応じてその他株主に関する情報を提供する。
- 2 事業者は、事業者の株主が以下の各号に定める事由に該当することが判明したときは、その旨を市に対して速やかに通知しなければならない。この場合において、事業者は、当該株主にかかる当該事由を解消させ又は当該事由に該当しない他の株主に対しその保有株式を処分させる等して、速やかにその状態を解消しなければならない。
 - (1) PFI 法第 9 条各号に規定する欠格事由に該当すること。
 - (2) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがされていること又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがされていること。
 - (3) 出資者保証書に違反して、市の承認を得ることなく事業者の株式について処分を行ったこと。

第75条 （契約上の地位譲渡）

- 1 事業者は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、市の事前の書面による承諾なくして、事業契約その他市と事業者の間で締結された契約に基づく事業者の契約上の地位及び権利義務につき、譲渡、担保提供その他の処分（放棄を含む。）を行うことはできない。
- 2 前項の定めにかかわらず、市は、事業者から、提案書に規定された融資に関連して当該金融機関等のために、事業契約その他市と事業者の間で締結された契約

² 事業提案書に基づき記載する。

に基づく事業者の契約上の地位及び権利に担保権を設定することについての承諾の申請があった場合において、当該融資及び担保権設定に関する契約書の写しが市に提出され、かつ、第 108 条（金融機関等との協議）に基づく協定書が市と当該金融機関等との間で市の合理的に満足する内容（相殺を含む市の抗弁権が当該担保権の設定及び実行の前後を問わず、担保権者に対抗できることを含む。）にて締結されているときは、合理的な理由なくして承諾の留保、遅延又は拒否をしない。

第76条 （事業者の兼業禁止）

- 1 事業者は、市の事前の書面による承諾なくして、本事業にかかる業務以外の業務を行ってはならない。
- 2 前項の定めにかかわらず、事業者は、本事業期間中、次の各号に掲げる業務を実施することができる。ただし、第 1 号に定める事業を実施する場合には、市の事前の承認を得なければならない。
 - (1) 市の他の公共施設における包括管理業務
 - (2) 市の下水道事業における汚泥有効利活用事業に関する業務
 - (3) 市の雨水ポンプ場におけるストックマネジメント策定に関する業務
 - (4) 愛媛県内の他の市町村等が事業主体である水道事業、下水道事業及び工業用水道事業並びにこれらに類似する事業に関する業務
- 3 事業者は、前項第 4 号に定める事業に関連して、愛媛県内の他の市町村等から協議を求められた場合、誠実に対応しなければならない。
- 4 事業者は、第 2 項に定める事業の実施に当たっては、本事業の継続に影響を与えないよう、リスク回避措置を十分に講ずるとともに、必要な諸手続は事業者の責任で行う。
- 5 第 2 項に定める事業にかかる一切の費用及び損害並びに当該事業に起因して事業者に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は全て事業者の負担とし、理由の如何を問わず、市はこれらの追加費用及び損害を負担しない。

第 11 章 責任及び損害等の分担

第77条 （責任及び損害等の分担原則）

- 1 事業者は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施にかかる一切の責任を負い、本事業において事業者に生じた追加費用の発生その他損害又は損失については、全て事業者が負担し、市はこれについて何ら責任を負担しない。
- 2 事業者は、事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者の本事業の実施に

関する市による承認、確認若しくは立会い又は事業者からの市に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなる事業契約上の事業者の責任をも免れず、当該承認、確認若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明を理由として、市は何ら責任を負担しない。

- 3 事業契約に別段の定めある場合を除き、本事業の実施に関する一切の費用は、全て事業者が負担する。
- 4 事業契約に別段の定めがある場合を除き、法令等に従って市が実施義務を負う事業の実施（本件施設市実施事業を除く。）に関して市の故意又は重大な過失（なお、法令改正自体はこれに該当しない。）に起因して事業者に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は、市がこれを負担する。

第78条 （反対運動及び訴訟等）

市が設定した条件に直接起因した近隣住民等の本事業に対する反対運動又は訴訟等により、本事業期間の変更、本事業の中断若しくは延期又は本件施設に物理的な破損等が発生した場合、かかる事象に起因して事業者に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は、市がこれを負担する。

第79条 （法令改正）

- 1 事業契約の締結後に法令改正により、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面（以下この条において「法令改正通知」という。）により、事業者は市に対して直ちに通知する。
 - (1) 要求水準書等に規定された条件に従って、本事業の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
 - (2) 事業者の本事業の実施に要する追加費用又は損害が発生するとき。
- 2 前項の場合において、市は、事業者に対し、法令改正による本事業への影響を調査するため、必要な資料（法令改正に起因して発生した追加費用及び損害額についての資料を含む。）の提出を求めることができる。また、市は法令改正により履行困難となった事業者の事業契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、事業者及び市は、当該法令改正の影響を早期に除去すべく、適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、法令改正により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 市及び事業者は、法令改正通知があった場合又は市が自ら法令改正が発生していると認識した場合、当該法令改正に対応して本事業を継続するために必要となる要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更について協議する。ただし、当該法令改正に起因して事業者に発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害の負担については、次条の定めに従う。
- 4 前項の協議にかかわらず、変更された法令の公布日から60日以内に要求水準書

等に基づく権利義務の内容の変更について合意が成立しないときは、市が法令改正に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業の実施を継続するものとする。

第80条 (法令改正による追加費用及び損害の負担)

第50条(単年度対象改築工事及び整備工事にかかる追加費用)その他事業契約で別途定める場合を除き、法令改正に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は、事業者の負担とする。ただし、特定法令改正により、事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害は、市の負担とする。

第81条 (税制改正)

- 1 事業契約の締結後に本事業に影響を及ぼす税制の改正又は制定があったことを認識した場合には、その内容の詳細を記載した書面(以下この条において「税制改正通知」という。)により、事業者は市に対して直ちに通知する。
- 2 前条(法令改正による追加費用及び損害の負担)の定めにかかわらず、市及び事業者は、税制改正通知を相手方から受領し又は相手方に送付した場合には、次の各号に掲げる取扱いを原則として、当該税制等の改正又は制定に対応するために速やかに追加費用の負担について協議する。
 - (1) 事業者の利益に課せられる税制の改正又は制定による追加費用は、事業者の負担とする。
 - (2) 前号に定める以外の税制の改正又は制定による追加費用は、市の負担とする。
- 3 前各項の定めにかかわらず、サービス対価にかかる消費税等の税率変更による追加費用については市の負担とする。

第82条 (不可抗力)

- 1 事業契約の締結後に不可抗力により、次の各号に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合には、事業者は、その内容の詳細を記載した書面(以下この条において「不可抗力通知」という。)をもって、市に対して直ちに通知するとともに、要求水準書に従い対応をしなければならない。ただし、緊急対応が必要な場合には、事業者は自らの判断により臨機の措置を取ることができ、かかる措置を取った後速やかに市に報告することで足りる。
 - (1) 要求水準書等に規定された条件に従って、本事業の全部又は一部を行うことができなくなったとき。
 - (2) 本事業の実施に要する追加費用又は損害が発生したとき。
- 2 前項の場合において、市が本事業の継続のために必要と判断した場合、市は、

事業者に対し必要な対応を指示することができ、事業者はこれに従わなければならない。

- 3 第1項の場合において、市は事業者に対し、不可抗力による本事業への影響を調査するため、必要な資料（不可抗力に起因して発生した追加費用及び損害額についての資料を含む。）の提出を求めることができる。また、市は、不可抗力により履行困難となった事業者の本契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。ただし、市及び事業者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 4 市及び事業者は、不可抗力通知があった場合又は市が自ら不可抗力が発生していると認識した場合、当該不可抗力に対応して本事業を継続するために必要な要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更について協議する。ただし、当該不可抗力に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害の負担については、次条の定めに従う。
- 5 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に要求水準書等に基づく権利義務の内容の変更について合意が成立しないときは、市が不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業の実施を継続するものとする。
- 6 事業開始日以降、不可抗力通知があった場合又は市が自ら不可抗力が発生していると認識した場合、市及び事業者は、協議の上、本件施設の復旧スケジュールや公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）、工業用水道事業費補助金交付要綱（20130226財地第1号）等に基づく国庫負担の申請等、本事業の復旧に向けて、相互に協力する。

第83条 （不可抗力による追加費用及び損害の負担）

- 1 不可抗力に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害については、第50条（単年度対象改築工事及び整備工事にかかる追加費用）、第64条（災害・事故発生時の費用負担）、その他事業契約に別段の定めがある場合を除き、市及び事業者は、別紙13（不可抗力による追加費用及び損害の負担）の定めに従い、当該追加費用及び損害を負担する。
- 2 前項の定めにかかわらず、不可抗力によって本件施設又は本事業用地が毀損した場合、本件施設又は本事業用地の修補その他の原状回復に必要な措置は、市が自らの費用負担において行う。この場合、事業者は、市の要請に応じてこれに最大限協力しなければならない。

第84条 （損害賠償責任）

- 1 市及び事業者は、相手方が事業契約に定める義務に違反したことにより自らに

損害が発生した場合には、相手方に対して損害賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、本事業期間中、市が本件施設において自ら実施する業務に起因して、市の責めに帰すべき事由により対象施設を損傷した場合には、当該損傷の復旧は市がその責任と費用負担において行う。
- 3 事業者以外に本件施設について市の業務を市から請け負い又は受託した者の責めに帰すべき事由は、前項において市の責めに帰すべき事由とみなす。

第85条 (第三者に及ぼした損害)

- 1 事業者が本事業の実施に際し、第三者に損害を及ぼした場合には、直ちにその状況を市に報告する。
- 2 事業者は、その責めに帰すべき事由により生じた前項に定める第三者の損害を、当該第三者に対して賠償しなければならない。
- 3 市が、前項の規定により事業者が賠償すべき損害を第三者に対して賠償した場合、事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。事業者は、市からの請求を受けた場合には、直ちに支払わなければならない。
- 4 市は、第1項の損害が市の責めに帰すべき事由により生じた場合又は本件施設の存在そのものに起因して(ただし、改築工事部分の構造に起因するものを除く。)近隣住民等に生じた場合は、市がその損害を賠償しなければならない。
- 5 前項の定めにかかわらず、本事業の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、市がその損害を負担しなければならない。
- 6 本事業の実施に関し第三者との間に紛争が生じた場合においては、市及び事業者が協力してその処理解決にあたる。

第86条 (電力供給にかかるリスク)

本事業期間中の本件施設に対する電力の供給停止又は供給能力の低下であって、本件施設にかかるバックアップ機能によっても対応できないと認められるものに起因して、事業者の本事業に関する追加費用が発生したときは、市は、当該追加費用を負担する。

第87条 (水量又は水質の変動－水道事業・工業用水道事業)

- 1 市は、以下の場合に限り、本件施設(水道)及び本件施設(工業用水道)において取水される原水の水量又は水質の本事業期間中の変動に起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用(追加費用以外の損害は事業者の負担とする。)を負担する。なお、以下の場合において、本件施設(水道)又は本件施設(工業用水道)に追加の設備投資が必要となる場合、当該設備投資は市の責任及び費用負担において行う。

- (1) 本件施設（水道）及び本件施設（工業用水道）において取水される原水の水質が恒常的に悪化し、追加の設備投資が必要と市が合理的に認めるときは、市は、当該原水の水質悪化に起因して事業者が発生する本事業に要する追加費用を負担する。
- 2 前項の定めにかかわらず、本事業期間中の本件施設（水道）及び本件施設（工業用水道）において取水される原水の水量又は水質の変動が、法令改正又は不可抗力に起因する場合、これに起因して事業者が発生する本事業の実施に要する追加費用及び損害については、第 80 条（法令改正による追加費用及び損害の負担）及び第 83 条（不可抗力による追加費用及び損害の負担）の定めに従う。

第88条 （市による業務指示）

- 1 市は、修繕業務及び雨水ポンプ場等の修繕について、特に必要と認める場合には要求水準書に定める定期修繕及び突発修繕の一部の不実施について指示することができる。
- 2 前項に基づき定期修繕又は突発修繕を行わない場合、当該修繕の不実施に起因して事業者が発生する維持管理業務又は雨水ポンプ場等維持管理業務の実施に要する追加費用及び損害は、市の負担とする。

第 12 章 契約の期間に伴う措置

第89条 （事業期間）

事業契約に基づく本事業の実施期間は、事業契約締結日から本事業期間の満了日又は事業契約の全部が解除された日までの期間とする。

第90条 （事業者事由による解除）

- 1 事業契約締結後本事業期間が終了するまでの間に、次の各号に掲げる事由が発生した場合、市は、事業者に対して書面により通知した上で、事業契約を解除することができる。
 - (1) 事業者が破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手續について事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
 - (2) 事業者が事業契約に基づいて市に提出した報告書に重大な虚偽記載を行ったとき。
 - (3) 別紙 11（サービス対価の支払い停止及び減額）に定める解除事由が発生したとき。
 - (4) 構成員が基本協定書第 9 条（談合その他の不正行為による事業契約の不締結

等) 第 1 項各号又は同第 10 条(暴力団排除にかかる事業契約の不締結等) 第 1 項各号のいずれかに該当するとき。

- (5) 事業者が新居浜市公共工事請負契約約款(令和 7 年 4 月 1 日以降の適用版) 第 48 条(甲の催告によらない解除) 第 11 号のいずれかに該当するとき。
- (6) 事業者が、正当な理由なく、事業開始予定日から 30 日が経過しても本事業の履行を開始しないとき又はその見込がないと明らかに認められるとき。
- (7) 事業者について、本事業の実施に必要となる許認可等が終了し又は取り消され、かつ、相当期間内にこれを復させることが困難であって、その結果、本事業を継続的に実施することが困難であると市が合理的に認めたとき。
- (8) 本事業期間終了前に、事業者がその債務の履行を拒否し、又は、事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となったとき。
- (9) 事業者が、第 91 条(市に任意による解除、市事由による解除) 第 2 項及び第 92 条(法令改正・不可抗力による解除) の規定によらないで事業契約の解除を申し出たとき。
- (10) 第 30 条(中間総合評価の実施) 第 3 項に該当するとき。
- (11) 事業者の株式について第 74 条(事業者の株式の異動等) に違反した状態が合理的期間内に解消されなかったとき。
- (12) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が事業契約に違反し(ただし、市から 30 日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合又は事業契約の履行が不能となった場合に限る。)、その違反により事業契約の目的を達することができないと市が認めたとき。

2 次の各号に掲げる者が事業契約を解除した場合は、前項第 8 号に該当する場合とみなす。

- (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法の規定により選任された破産管財人
- (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人
- (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等

第91条 (市の任意による解除、市事由による解除)

1 市は、本件施設を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合には、6 ヶ月以上前に事業者に対して通知することにより、事業契約を解除することができる。

2 市の責めに帰すべき事由により、市が事業契約上の市の重大な義務に違反し、本事業の実施が著しく困難になった場合において、事業者から 30 日以上当該不

履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されないとき又は事業契約の履行が不能となったときは、事業者は、解除事由を記載した書面を市に送付することにより、事業契約を解除することができる。

第92条 (法令改正・不可抗力による解除)

事業契約の締結後における法令改正又は不可抗力の発生により、本事業の継続が不可能又は著しく困難となった場合には、市は、事業者と協議の上、事業契約を解除することができる。

第93条 (解除に伴う改築工事及び整備工事の取扱い等)

- 1 解除事由の如何を問わず、事業契約が解除された場合において、当該解除日において、市への引渡しが完了していない改築工事及び整備工事の工事目的物につき出来形部分がある場合、市は、当該出来形部分を検査の上買い取る。この場合の出来形部分の買取額は、当該出来形部分の価格相当額から当該出来形部分にかかる改築工事及び整備工事に関し市が支払済の費用（もしあれば）を減じた額とする。
- 2 前項の場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して出来形部分を最小限度破壊して検査することができ、当該検査及び復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 3 第1項の定めにかかわらず、第90条（事業者事由による解除）の規定により事業契約が解除された場合において、第1項に定める出来形部分を原状回復することが社会通念上合理的であって市が請求したときには、事業者は、当該出来形部分にかかる本件施設及び本事業用地を原状回復の上、市に返還しなければならない。
- 4 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の措置を講じないときは、市は、事業者に代わり原状回復を行うことができ、これに要した費用を事業者に求償することができる。この場合、事業者は、市の処分について異議を申し出ることができない。
- 5 解除事由の如何を問わず、事業契約が解除された場合において、市は、当該解除時点における履行済みの義務事業（改築工事及び整備工事を除く。）に対応したサービス対価の未払額について、解除後遅滞なく事業者を支払う。
- 6 市は、第1項及び前項の支払をする場合、事業者が自ら付保し又は業務委託請負先をして付保させた保険に基づき保険金を受領する場合には、当該保険金額を市からの支払額から控除することができる。

第94条 (事業終了時の引継ぎ等)

- 1 事業者は、本事業期間の終了日までに、事業者の責任と費用により、市又は市の指定する者に、本件施設の運転及び維持管理に関する業務の引継、研修・指導等（以下「終了時の業務引継ぎ等」という。）を行う。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する事業者による終了時の業務引継ぎ等を行わないことができる。
 - (1) 事業者が、終了時の業務引継ぎ等の必要がない事由を書面で提出し、これを市が認めたとき。
 - (2) 市が、終了時の業務引継ぎ等が必要ないと認めたとき。
- 3 事業者が正当な理由なく第 1 項の規定に違反したときは、事業者は市に対して違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、市の指定する者が算出する終了時の業務引継ぎ等にかかる費用とする。ただし、頭書記載のサービス対価総額の 1 事業年度相当額（消費税等を含み、頭書記載のサービス対価総額の 10 分の 1 の額とする。）の 10 分の 1（ただし、第 8 条第 5 項に基づく保証の額の変更があった場合は、変更後の金額）を上限とする。
- 4 第 1 項に定める事業者による終了時の業務引継ぎ等の実施期間及び内容等については、要求水準書に記載するほか、市と事業者の協議により定める。
- 5 理由の如何を問わず、事業契約が解除により終了した場合の業務引継ぎ等については、第 1 項の「本事業期間の終了日」を「市が定める期日」と読み替えて前各項を適用する。

第95条 (事業終了時の本件施設の確認)

- 1 市及び事業者は、本事業期間の満了又は事業契約の解除による終了に際して、要求水準書に従って既存施設等（本事業期間中に既存施設等が追加又は変更された場合、当該追加又は変更を含む。）の健全性について確認を行う。なお、既存施設等の確認にかかる費用は、各自の負担とする。
- 2 前項に定める既存施設等の確認は、本事業期間満了による契約終了のときは、本事業期間終了日までに完了し、契約解除に伴う契約終了のときは、市及び事業者が協議の上、確認時期・期間等について定める。
- 3 前 2 項による確認の結果、既存施設等に契約不適合があるときは、市は事業者に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求することができる。ただし、契約不適合が軽微である場合は、この限りではない。
- 4 市は、前項にかかわらず、事業契約の終了より 2 年以内に、既存施設等に契約不適合を発見したときは、前項に定める措置を講ずることができる。ただし、当該契約不適合が、事業契約終了後に市又は既存施設等について市から業務を受託した者の責めに帰すべき事由による場合には、この限りではない。

第96条 (契約終了による事業者所有資産の取扱い)

- 1 本事業期間の満了又は事業契約の解除による終了に際して、事業者が保有する資産は、全て事業者の責任において処分しなければならない。ただし、第 39 条（事業者による施設改良等）に基づき事業者が設置した設備の譲渡を市が要求し、事業者がこれに承諾した場合は、市は当該設備の所有権を取得することができる。
- 2 前項ただし書きに基づき、事業者が設置した設備が市に譲渡される場合には、市は事業者に対して要求水準書に定める清算金を支払う。

第97条 (違約金)

- 1 第 90 条（事業者事由による解除）の規定により事業契約が解除された場合には、事業者は、頭書記載のサービス対価総額の 1 事業年度相当額（消費税等を含み、頭書記載のサービス対価総額の 10 分の 1 の額とする。）の 10 分の 1（ただし、第 8 条（契約の保証）第 5 項に基づく保証の額の変更があった場合は、変更後の金額）に相当する金額を違約金として市の指定する期限までに支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、事業者は、当該解除に起因して市が被った相当因果関係の範囲内にある損害額（第 94 条（事業終了時の引継ぎ等）に基づく引継ぎ先の選定及び当該引継ぎ先への引継ぎに関して市が負担する一切の費用を含む。）が違約金の額を上回るときは、その差額を、市の請求に基づき支払わなければならない。
- 3 第 1 項の場合（ただし、第 90 条（事業者事由による解除）第 1 項第 4 号及び第 5 号の場合を除く。）において、第 8 条（契約の保証）の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第98条 (損失補償)

- 1 第 91 条（市の任意による解除、市事由による解除）第 1 項の規定により事業契約が解除された場合には、事業者は、当該解除に起因して事業者に生じた合理的な範囲の費用及び通常生ずべき損失の補償を求めることができる。
- 2 第 92 条（法令改正・不可抗力による解除）の規定により事業契約が解除された場合には、当該解除に起因して市又は事業者に生じた損失又は損害については各自の負担とし、お互いに損害賠償、損失補償又は費用の請求を行わない。ただし、当該解除までに生じた費用のうち第 80 条（法令改正による追加費用及び損害の負担）及び第 83 条（不可抗力による追加費用及び損害の負担）に基づき市の負担となる費用並びに当該解除に起因して事業者に生じた合理的な範囲の費用については市の負担とする。

- 3 前 2 項の定めにかかわらず、事業契約が解除された場合の事業者の保有資産の取扱いは第 96 条（契約終了による事業者所有資産の取扱い）の規定により、同規定による買取対価の支払のほか、市は、事業者の保有資産について事業契約の解除までに事業者が生じた費用を負担しない。

第99条 （事業終了後の解散及び債務引受）

- 1 事業者は、本事業期間終了時点においてもなお事業者が事業契約に基づく金銭債務を負担すると市が合理的に認める場合には、市の事前の書面による承諾なくして、当該金銭債務の支払が完了するまで、解散等を行ってはならない。
- 2 前項の定めにかかわらず、事業者は、本事業期間終了後、事業者が事業契約に基づき負担する債務は第 95 条（事業終了時の本件施設の確認）第 3 項及び第 4 項に基づく債務のみであると市が合理的に認める場合には、60 日前までに市に対して通知の上、解散等を行うことができる。かかる場合、市は、代表企業に対して当該代表企業が当該支払債務を引き受けるよう求めることができる。

第 13 章 知的財産権

第100条 （著作権の帰属）

市が、本事業の募集段階において又は事業契約に基づき、事業者に対して提供した情報、書類及び図面等（市が著作権を有しないものを除く。）について、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権（以下本章において「知的財産権」という。）が存する場合、その知的財産権は、市に帰属する。

第101条 （成果物の利用）

- 1 市は、成果物について、市の裁量により無償で利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、事業契約の終了後も存続する。
- 2 市の指定する者に対して本件施設について新たに義務事業の全部又は一部と同等の業務が委託される場合、前項の利用の権利及び権限は、事業契約終了後、市の指定する者にも付与される。
- 3 成果物及び本件施設のうち著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当するものにかかる著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利（以下「著作者の権利」という。）の帰属は、著作権法の定めるところによる。
- 4 事業者は、市（第 2 項における市の指定する者を含む。）が成果物及び本件施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作者（事業者を除く。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20

条第1項に定める権利を行使し又はさせてはならない。

- (1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本件施設の全部若しくは一部の内容を自ら公表し若しくは広報に使用し又は市が認めた公的機関をして公表させ若しくは広報に利用させること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡すること。
 - (3) 必要な範囲で、市又は市が委託する第三者をして成果物について、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 本件施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 事業契約の終了後に、本件施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し又は取り壊すこと。
- 5 事業者は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし又はさせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合及び法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により次に掲げる行為を行う場合は、この限りではない。
- (1) 成果物及び本件施設の内容を公表すること。
 - (2) 本件施設に事業者の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡すること。

第102条 （著作権等の譲渡禁止）

事業者は、自ら又は著作権者をして、成果物及び本件施設にかかる著作者の権利を第三者に譲渡し若しくは継承し又は譲渡させ若しくは継承させてはならない。ただし、市の事前の書面による承諾を得た場合を除く。

第103条 （第三者の有する著作権の侵害防止）

- 1 事業者は、成果物及び本件施設（事業者が改築を行った部分に限る。以下この条において同じ。）が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。
- 2 事業者は、成果物又は本件施設のいずれかが第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い又は必要な措置を講じなければならないときは、その賠償額を負担し又は必要な措置を講ずる。なお、この項の規定は事業契約の終了後も存続する。

第104条 （第三者の知的財産権等の侵害）

- 1 事業者は、事業契約の履行にあたり、前条（第三者の有する著作権の侵害防止）のほか、第三者の有する知的財産権を侵害しないこと並びに事業者が市に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権を侵害していないことを

市に対して保証する。

- 2 事業者が事業契約の履行にあたり第三者の有する知的財産権を侵害し又は事業者が市に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権を侵害する場合には、事業者は、事業者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して市に直接又は間接に生じた全ての損失、損害及び費用につき、市に対して補償及び賠償し又は市が指示する必要な措置を講ずる。ただし、事業者の当該侵害が、市の特に指定する工事材料、施工方法又は保守管理方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。なお、この項の規定は事業契約の終了後も存続する。

第105条 (知的財産権の対象技術の使用)

- 1 事業者は、特許権等の知的財産権の対象となっている技術等（以下この条において「知的財産権対象技術」という。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市が当該技術等の使用を指定した場合であって事業者が当該知的財産権の存在を知らなかったときは、市は、事業者がその使用に関して要した費用を負担する。
- 2 事業者は、自己が知的財産権を保有する知的財産権対象技術を本事業に導入した場合、市及び市が指定する者に対し、事業契約終了後における当該技術が導入された本件施設の運営のための当該技術の利用を、無償かつ無期限で許諾したものとみなす。
- 3 事業者は、第三者（事業者の株主を含むが、これに限られない。）が知的財産権を保有する知的財産権対象技術を本事業に導入した場合であって、当該知的財産権対象技術のうち市が指定したものについては、当該第三者をして、市及び市が指定する者に対し、事業契約終了後における当該技術が導入された本件施設の運営のための当該技術の利用を、無償かつ無期限で許諾させなければならない。ただし、事業契約終了日において事業者が当該第三者に対して当該技術の利用にかかる対価の支払義務を負っている場合で、当該対価の支払が当該技術の利用期間に応じて定期的に行われていたものである場合には、有償（市が合理的と認める範囲に限り、かつ、合理的な理由のない限り事業者が負担していた金額を上限とする。）かつ無期限で許諾させることで足りる。また、当該第三者が事業者の株主以外の第三者である場合には、事業者は、当該第三者をして、当該技術の利用を無償（ただし、市が別途認める場合は有償。）かつ無期限で許諾させるよう最大限努力することで足りる。

第14章 雑 則

第106条 (情報管理)

- 1 事業者は、本事業期間中及び事業契約の終了後においても、本事業の実施に付随関連して知り得た個人情報の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び新居浜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年新居浜市条例第28号）その他の法令並びに別紙14（個人情報保護にかかる特記仕様書）に従わなければならない。
- 2 前項のほか、事業者は、本事業の実施に関する情報機器の使用にあたっては、市で定める情報セキュリティ関連規定及び別紙15（情報セキュリティにかかる特約事項）を遵守しなければならない。

第107条 (秘密保持義務)

- 1 市及び事業者は、事業契約に関連して相手方から秘密情報として知り得た情報（個人情報を含み、以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、第三者に開示してはならず、事業契約の履行又は本事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、既に自ら保有していた情報、既に公知の事実であった情報、その取得後自らの責めによらずして公知になった情報及びその取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報を除く。
- 2 前項の定めにかかわらず、市及び事業者は、次に掲げる場合に限り、秘密情報を開示することができる。
 - (1) 当該情報を知る必要のある市又は事業者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、市及び事業者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (2) 当該情報を知る必要のある構成員、業務委託請負先若しくは本事業に関して事業者に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、市及び事業者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合
- 3 この条の規定は、市及び事業者による事業契約の完全な履行又は事業契約の終了後においても、なお効力を有する。

第108条 (金融機関等との協議)

市は、必要と認めた場合には、本事業に関して事業者に融資等を行う金融機関

等との間で、次の各号に掲げる事項その他本事業の継続的実施の確保に必要な事項について、当該金融機関等との間で協定書を締結する。

- (1) 金融機関等が本事業のための融資に関して締結した契約（以下この条において「融資関連契約」という。）に定める融資実行前提条件の不充足、期限の利益喪失事由の発生その他協定書において合意する事項が発生した場合における金融機関等から市への通知及び一定期間の事前協議の実施
- (2) 事業契約における解除事由の発生、事業契約に基づく事業者に対する損害賠償請求その他協定書において合意する事項が発生した場合における市から金融機関等への通知及び一定期間の事前協議の実施
- (3) 融資関連契約に基づく事業者に対する債権を担保するための、事業者の議決権付株式、事業契約上の事業者の地位その他の担保目的物に対する担保権の設定、対抗要件具備及び実行に関する条件

第109条 （遅延利息）

- 1 市又は事業者が、事業契約その他市と事業者の間で締結された契約等に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日（以下この条において「履行期日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、履行期日の翌日時点における支払遅延防止法の遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を相手方当事者に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。
- 2 市は、事業契約その他市と事業者の間で締結された契約に基づいて生じた事業者に対する債権及び債務を、法令の範囲内において対当額で相殺することができる。

第110条 （契約の変更）

- 1 事業契約は、市及び事業者の書面による合意がなければ、これを変更することができない。
- 2 市及び事業者は、令和 11 年 10 月末及び令和 14 年 10 月末までに、当該時点までに実施した本事業の内容を踏まえ、本事業における官民の最適な役割分担による本事業の最適化を目的として、それぞれ翌事業年度以降の本事業期間における要求水準書等の変更につき協議を開始する。
- 3 前項に基づく協議において、市が本事業の最適化に資すると合理的に判断した場合には、市及び事業者は、適用法令上可能な範囲において要求水準書等の変更にかかる合意書を締結する。

第111条 （準拠法・管轄裁判所）

- 1 事業契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。
- 2 事業契約に関連して発生した全ての紛争は、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第112条 （通知方法・計量単位・期間計算・休日調整等）

- 1 事業契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾及び解除は、原則として、相手方に対する書面をもって行われなければならない。市及び事業者は、当該請求等の宛先をそれぞれ相手方に対して別途通知する。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、市及び事業者は、前項に規定する請求等を口頭で行うことができる。この場合において、市及び事業者は、既に行った請求等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付する。
- 3 市及び事業者は、事業契約その他の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録する。
- 4 事業契約の履行に関して市と事業者の間で用いる計算単位は、要求水準書等又は設計図書に別段の定めがある場合を除き、計量法に定めるところによる。
- 5 事業契約の履行に関する期間の定めについては、要求水準書等又は設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法及び会社法の定めるところによる。
- 6 事業契約の履行に関して市と事業者の間で用いる時刻は日本標準時とする。
- 7 事業契約の履行に関して市と事業者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

第113条 （疑義に関する協議）

要求水準書等及び設計図書に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は要求水準書等及び設計図書の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び事業者が誠実に協議してこれを解決する。

以 上

定義集

- (1) 「移行期間」とは、事業契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間をいう。
- (2) 「維持管理業務」とは、統括管理業務、運転管理業務、保守管理業務、修繕業務、廃棄物管理業務、情報管理業務を個別に又は総称していう。
- (3) 「雨水ポンプ場等」とは、募集要項別紙1の1-3において特定される、雨水ポンプ場、樋門及びスクリーンの総称をいう。
- (4) 「雨水ポンプ場等維持管理業務」とは、雨水ポンプ場等に関する要求水準書第 6 章 6-1 に定める業務をいう。
- (5) 「運転管理業務」とは、要求水準書に定める処理場施設、下水道管路（汚水）、水源施設及び工水施設の運転管理業務又は管理業務の総称をいう。
- (6) 「応募グループ」とは、本事業が求める経営マネジメント能力及び資本力等を有し、本事業に応募する企業で、複数の企業で構成されるグループをいう。
- (7) 「汚水柵設置業務」とは、市が受理した公共柵設置申請に基づく汚水柵設置に関する要求水準書第 6 章 6-3 に定める業務をいう。
- (8) 「会社更生法」とは、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）をいう。
- (9) 「会社法」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）をいう。
- (10) 「改築」とは、更新、長寿命化対策の総称をいう。
- (11) 「改築計画」とは、要求水準書に従って策定される、改築にかかる計画をいう。
- (12) 「改築工事」とは、処理場施設に関する要求水準書第 8 章に定める改築工事をいう。
- (13) 「改築実施基本協定」とは、第 44 条（改築実施基本協定、年度実施協定（改築工事））第 1 項の規定に基づき、市と事業者の間で本事業期間中の 5 事業年度中に実施される改築工事に関して締結される別紙 5（改築実施基本協定）の様式による協定をいう。
- (14) 「開庁日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く日をいう。
- (15) 「監理責任者」とは、本事業について市の権限を行使する者として第 10 条（監理責任者）第 1 項に基づき市が指定した者をいう。
- (16) 「既存施設等」とは、本件施設及び附属設備並びに本件施設内の市の所有にかかる消耗品・備品、図書その他の物品等を含む総称をいう。
- (17) 「基本協定書」とは、市と代表企業及びその他の構成員との間で令和 8 年●月●日付で締結された新居浜市上工下水道施設包括委託事業 基本協定書をい

- う。
- (18) 「義務事業」とは、維持管理業務（緊急時対応を含む。）、コンサルタント業務、改築工事、雨水ポンプ場等維持管理業務、下水道管路面整備業務、汚水柵設置業務を個別に又は総称していう。
 - (19) 「業務委託請負先」とは、本事業にかかる各業務の全部又は一部を事業者から直接受託し又は請け負う代表企業、構成企業その他第三者をいう。
 - (20) 「業務委託請負契約」とは、事業者及び業務委託請負先との間で締結される本事業にかかる各業務の全部又は一部に関する業務委託契約若しくは請負契約又はこれらに替わる覚書等をいう。
 - (21) 「業務主任技術者」とは、要求水準書別紙 2 に定義される各施設の業務主任技術者をいう。
 - (22) 「許認可等」とは、許可、認可、指定、その他の行政行為若しくは適用法令上必要な届出又は報告をいう。
 - (23) 「緊急時対応計画書」とは、本事業期間を通じて緊急事態が生じた場合の対応の原則、方法、手順などを定めた計画書をいう。
 - (24) 「国補助金」とは、下水道法第34条、水道法第44条及び工業用水道事業法第20条に基づき国から市に対し支給される補助金をいう。
 - (25) 「計量法」とは、計量法（平成4年法律第51号）をいう。
 - (26) 「下水道管路（汚水）」とは、募集要項別紙1の1-2において特定される、下水道管路及び汚水マンホールポンプ場の総称をいう。
 - (27) 「下水道管路面整備業務」とは、下水道管路に関する要求水準書第6章6-2に定める業務をいう。
 - (28) 「下水道事業」とは、新居浜市公共下水道事業をいう。
 - (29) 「下水道法」とは、下水道法（昭和33年法律第79号。その後の改正を含む。）をいう。
 - (30) 「健康保険法」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）をいう。
 - (31) 「建設業法」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）をいう。
 - (32) 「公共工事の前払金保証事業に関する法律」とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）をいう。
 - (33) 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）をいう。
 - (34) 「工業用水道事業」とは、新居浜市工業用水道事業をいう。
 - (35) 「工業用水道事業法」とは、工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）をいう。
 - (36) 「更新」とは、所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、対象施設の当該設備の全部を取り換えることをいう。
 - (37) 「工水管路」とは、募集要項別紙1の3-1(2)において特定される、工水管路を

- いう。
- (38) 「工水施設」とは、募集要項別紙1の3-1(2)において特定される、取水施設、導水施設（導水管を除く。）、配水施設（配水管を除く。）、給水施設及び管理施設の総称をいう。
 - (39) 「構成員」とは、応募グループを構成する企業をいい、本契約締結時点では【代表企業名】、【構成員名】及び【構成員名】をいう。
 - (40) 「構成員外委託禁止業務」とは、統括管理業務、コンサルタント業務のうち水道・工業用水道改築年次計画見直し及びストックマネジメント計画策定業務（第3期及び第4期）、運転管理業務における調達管理業務並びに保守管理業務における保守点検業務（法定点検、自主検査及び設備機器の清掃を除く。）を個別に又は総称していう。
 - (41) 「厚生年金保険法」とは、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）をいう。
 - (42) 「雇用保険法」とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）をいう。
 - (43) 「コンサルタント業務」とは、本件施設に関する要求水準書第7章に定める業務をいう。
 - (44) 「サービス対価」とは、事業契約の定めに従い、事業者による本事業の実施の対価として、市が事業者に対し支払債務を負担する費用をいう。
 - (45) 「事業開始日」とは、第36条（義務事業の開始条件）第1項各号の条件を全て充足した日の翌日又は事業開始予定日のいずれか遅い日をいう。
 - (46) 「事業開始予定日」とは、令和9年4月1日（ただし、事業契約の規定に基づき変更があった場合には変更後の日）をいう。
 - (47) 「事業契約」とは、この契約をいう。
 - (48) 「事業実施計画書」とは、第Ⅰ期及び第Ⅱ期5箇年事業実施計画書、年間事業実施計画書、第Ⅰ期及び第Ⅱ期5箇年修繕計画書、年間修繕計画書、緊急時対応計画書をいう。
 - (49) 「事業者」とは、事業契約冒頭に定義されるものをいう。
 - (50) 「事業年度」とは、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。ただし、事業契約締結年度にあつては、事業契約の締結日の翌日から次に到来する3月31日までの期間をいう。
 - (51) 「社会保険等未加入建設業者」とは、第47条（下請負者の健康保険等加入義務等）第1項に定義する意味を有する。
 - (52) 「修繕」とは、老朽化した施設又は故障若しくは損傷した施設を対象として、対象施設の機能を維持するために行う工事その他の行為（ただし、更新を伴わないものとする。）をいう。
 - (53) 「修繕業務」とは、要求水準書に定める処理場施設、下水道管路（污水）、水源施設、水道管路（基幹管路）、工水施設及び工水管路の修繕業務の総称をいう。

- (54) 「消費税等」とは、消費税及び地方消費税の総称をいう。
- (55) 「情報管理業務」とは、要求水準書に定める処理場施設、下水道管路（污水）、水源施設、水道管路（基幹管路）、工水施設及び工水管路の情報管理業務の総称をいう。
- (56) 「処理場施設」とは、募集要項別紙 1 の 1-1 において特定される、下水処理場をいう。
- (57) 「水源施設」とは、募集要項別紙 1 の 2-1 において特定される、水源施設の総称をいう。
- (58) 「水道管路（基幹管路）」とは、募集要項別紙 1 の 2-2 において本事業の対象として特定される、水道管路の総称をいう。
- (59) 「水道事業」とは、新居浜市水道事業をいう。
- (60) 「水道法」とは、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）をいう。
- (61) 「成果物」とは、修繕・改築計画、設計図書、完成図書及びその他事業者が事業契約に基づき又は市の請求により作成した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (62) 「整備工事」とは、処理場施設に関する要求水準書第 8 章に定める整備工事（附帯事業として行う設備の設置を含む。）をいう。
- (63) 「設計」とは、設計図書（工事の実施のために必要な図面。現寸図その他これに類するものを除く。）を作成することをいう。
- (64) 「設計図書」とは、第 41 条（設計等）の定めに従って市の確認が得られた設計図書その他の設計に関する図書をいう。
- (65) 「第 I 期事業期間」とは、本事業期間のうち、本事業開始日から令和 14 年 3 月 31 日までをいう。
- (66) 「第 I 期 5 箇年事業実施計画書」とは、第 I 期事業期間における事業実施計画をいう。
- (67) 「第 I 期 5 箇年修繕計画書」とは、第 I 期事業期間における定期修繕計画をいう。
- (68) 「第 II 期事業期間」とは、本事業期間のうち、令和 14 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日までをいう。
- (69) 「第 II 期 5 箇年事業実施計画書」とは、第 II 期事業期間における事業実施計画をいう。
- (70) 「第 II 期 5 箇年修繕計画書」とは、第 II 期事業期間における定期修繕計画をいう。
- (71) 「代表企業」とは、応募グループにより応募した構成企業のうち、落札者を代表して応募手続を行う企業である【代表企業名】をいう。
- (72) 「単年度対象改築工事」とは、年度実施協定（改築工事）の対象となる事業年度における処理場施設の改築工事の総称をいう。
- (73) 「地方自治法」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）をいう。

- (74) 「地方自治法施行令」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）をいう。
- (75) 「長寿命化」とは、所定の耐用年数を延伸することを目的として、設備の一部を活かしながら、当該設備を部分的に新しくすることをいう。
- (76) 「著作権法」とは、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）をいう。
- (77) 「著作者の権利」とは、第 101 条（成果物の利用）第 3 項に定める意義を有する。
- (78) 「提案書」とは、代表企業及びその他の構成員が、令和 8 年●月●日付けで提出した本事業の実施にかかる提案書一式をいう。
- (79) 「統括管理業務」とは、要求水準書第 2 章に定める業務をいう。
- (80) 「統括遂行責任者」とは、要求水準書に定義される統括遂行責任者をいう。
- (81) 「特定法令改正」とは、水道事業、下水道事業又は工業用水道事業にかかる施設の整備、維持管理又は運営に関する法令改正であって、本事業に直接影響を及ぼす法令改正をいう。
- (82) 「特許権等」とは、特許権、実用新案権、商標権その他日本国の法令及び国際方に基づき保護される第三者の権利をいう。
- (83) 「任意事業」とは、本事業用地及び本件施設において本契約及び法令等を遵守し、本事業を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において事業者が自らの責任及び費用負担において実施する独立採算の事業をいう。
- (84) 「年間事業実施計画書」とは、各事業年度における事業実施計画をいう。
- (85) 「年間修繕計画書」とは、各事業年度における定期修繕計画をいう。
- (86) 「年度実施協定（改築工事）」とは、第 44 条（改築実施基本協定、年度実施協定（改築工事））第 2 項の規定に基づき、市と事業者の間で本事業期間中の 1 事業年度中に実施される改築工事に関して締結される別紙 6（年度実施協定（改築工事））の様式による協定をいう。
- (87) 「年度実施協定（下水道管路面整備業務）」とは、第 61 条（年度実施協定（下水道管路面整備業務））第 2 項の規定に基づき、市と事業者の間で本事業期間中の 1 事業年度中に実施される下水道管路面整備業務に関して締結される別紙 8（年度実施協定（下水道管路面整備業務））の様式による協定をいう。
- (88) 「年度実施協定（コンサルタント業務）」とは、第 40 条（年度実施協定（コンサルタント業務））第 2 項の規定に基づき、市と事業者の間で本事業期間中の 1 事業年度中に実施されるコンサルタント業務に関して締結される別紙 4（年度実施協定（コンサルタント業務））の様式による協定をいう。
- (89) 「年度実施協定（整備工事）」とは、第 45 条（年度実施協定（整備工事））第 1 項の規定に基づき、市と事業者の間で本事業期間中の 1 事業年度中に実施される整備工事に関して締結される別紙 7（年度実施協定（整備工事））の様式による協定をいう。

- (90) 「廃棄物管理業務」とは、要求水準書に定める処理場施設の廃棄物管理業務をいう。
- (91) 「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号）をいう。
- (92) 「PFI法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
- (93) 「不可抗力」とは、事業契約の義務の履行に直接かつ不利な影響を与えるものであって、豪雨、暴風、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、疫病その他の自然災害又は戦争、暴動、騒乱、騒擾、テロ、放射能汚染、放火その他の人為的な現象のうち、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないもので、市又は事業者によっても予見し得ず、もしくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。
- (94) 「附設」とは、附帯事業の実施に必要な設備を導入することをいう。
- (95) 「附設設備」とは、附設によって設置された設備をいう。
- (96) 「附帯事業」とは、現状に捉われない新たな取り組みを導入し、義務事業と一体的に行うことにより、費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効果が発揮される事業をいう。
- (97) 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (98) 「暴力団員等」とは、新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。
- (99) 「法令改正」とは、法令等の改正又は制定をいう。
- (100) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、その他の公的機関の定める全ての規定、判断、措置等の規準をいう。
- (101) 「保守」とは、部分的に劣化した部位・部材又は機器などの性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
- (102) 「保守管理業務」とは、要求水準書に定める処理場施設、下水道管路（汚水）、水源施設、水道管路（基幹管路）、工水施設及び工水管路の保守管理業務の総称をいう。
- (103) 「募集要項」とは、市が令和7年9月2日付けで公表した新居浜市上工下水道施設包括委託事業にかかる募集要項（修正があった場合は、修正後の記述による。）をいう。
- (104) 「募集要項等」とは、募集要項及びその添付書類（「新居浜市上工下水道施設包括委託事業 基本協定書（案）」、「新居浜市上工下水道施設包括委託事業 事業契約書（案）」及び要求水準書を除く。なお、これらの書類につき修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに質問回答書その他これらに関して市が発出した書類をいう。

- (105) 「本件施設」とは、本件施設（水道）、本件施設（下水道）、本件施設（工業用水道）及び雨水ポンプ場等を個別に又は総称していう。
- (106) 「本件施設（下水道）」とは、処理場施設及び下水道管路（汚水）を個別に又は総称していう。
- (107) 「本件施設（工業用水道）」とは、工水施設及び工水管路を個別に又は総称していう。
- (108) 「本件施設（水道）」とは、水源施設及び水道管路（基幹管路）を個別に又は総称していう。
- (109) 「本事業」とは、新居浜市上工下水道施設包括委託事業をいう。
- (110) 「本事業期間」とは、事業者が本契約に基づき、本事業を実施する期間（令和9年4月1日から令和19年3月31日まで）をいう。
- (111) 「本事業用地」とは、本件施設が所在する土地を個別に又は総称していう。
- (112) 「民事再生法」とは、民事再生法（平成11年法律第225号）をいう。
- (113) 「民法」とは、民法（明治29年法律第89号）をいう。
- (114) 「モニタリング基本計画書」とは、募集要項の添付資料として公表された「新居浜市上工下水道施設包括委託事業 モニタリング基本計画書」（その後の修正を含む。）をいう。
- (115) 「モニタリング実施計画書」とは、モニタリング基本計画書に基づき市が作成するモニタリング実施計画書をいう。
- (116) 「優先交渉権者」とは、本事業を実施する民間事業者として選定された【代表企業名】コンソーシアム（●株式会社を代表企業並びに●株式会社及び●株式会社を構成員とするコンソーシアム）をいう。
- (117) 「要求水準」とは、事業者による本事業の実施にあたり、市が要求水準書に基づき事業者に履行を求める水準をいい、提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、提案書による水準をいう。
- (118) 「要求水準書」とは、募集要項の添付資料として公表された「新居浜市上工下水道施設包括委託事業 要求水準書」（その後の修正を含む。）をいう。
- (119) 「要求水準書等」とは、事業契約、要求水準書、募集要項等及び提案書の総称をいう。
- (120) 「要求水準の未達」とは、要求水準から逸脱し、その水準に達していないことをいう。

以 上

別紙2

事業日程

第1 義務事業

業務	開始（予定）日	満了（予定）日
移行期間	令和8年11月●日	令和9年3月31日
第Ⅰ期事業期間	令和9年年4月1日	令和14年3月31日
第Ⅱ期事業期間	令和14年4月1日	令和19年3月31日

第2 任意事業

【事業者提案により規定する。】

以 上

別紙 3

事業者等が付す保険

【募集要項別紙 6「事業者が付保すべき保険」の内容に基づき、提案書を踏まえて調整する。】

年度実施協定（コンサルタント業務）

新居浜市（以下「市」という。）と【 】（以下「事業者」という。）とは、市と事業者の間の令和●年●月●日付新居浜市上工下水道施設包括委託事業 事業契約書（以下「事業契約」という。）に基づき、令和●年度におけるコンサルタント業務について、次のとおり協定（以下「本年度実施協定」という。）を締結する。

（設計業務対象、完了期限及びサービス対価）

第 1 条 事業契約に基づき令和●年度において事業者が実施するコンサルタント業務の業務対象、完了期限及びサービス対価は、以下のとおりとする（以下、かかる業務を「本年度業務」という。）。

ストックマネジメント計画策定業務（【第 3 期/第 4 期】）

完了期限：

サービス対価 C-1：

設計業務対象：

完了期限：

サービス対価 C-2：

工事監理業務対象：

完了期限：

サービス対価 C-3：

（費用の支払）

第 2 条 市は、事業契約に定めるところにより、本年度業務完了後、当該業務の対価としてサービス対価を事業者に支払う。

（本年度実施協定の効力）

第 3 条 本年度実施協定は、前条に基づく市によるサービス対価の支払が完了する日まで効力を有する。

（その他）

第 4 条 本年度実施協定に定めのない事項については、事業契約に従う。

本年度実施協定を証するため、本書 2 通を作成し、市及び事業者は記名押印し、それぞれ 1 通を保有する。

令和●年●月●日

新居浜市

事業者

改築実施基本協定

新居浜市（以下「市」という。）と【 】（以下「事業者」という。）とは、処理場施設（市と事業者の間の令和●年●月●日付新居浜市上工下水道施設包括委託事業 事業契約書（以下「事業契約」という。）において定義された意味を有する。）の改築工事に関し、次のとおり協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。本基本協定において用いられる用語は、本基本協定において別途定義される場合を除き、事業契約において定義された意味を有する。

（改築工事の内容及びその範囲）

第1条 令和●年度から令和●年度までの期間について、別記の対象及び範囲の改築工事を、事業契約に基づく改築工事の対象とする。

（改築工事に要する費用）

第2条 第1条に定める期間の改築工事に要する費用の予定額は、金●円とし、各事業年度における改築工事に要する費用の予定額（ただし、前事業年度以前の事業年度において国補助金の交付決定を受けた単年度対象改築工事に要する費用を除く。）は、以下のとおりとする。

令和●年度：金●円

令和●年度：金●円

令和●年度：金●円

令和●年度：金●円

令和●年度：金●円

（改築工事の実施）

第3条 事業者は、事業契約、本基本協定及び年度実施協定（改築工事）で定めるところにより、改築工事を行う。

（費用の支出）

第4条 各事業年度の改築工事に要する費用の負担については、事業契約及び年度実施協定（改築工事）の定めるところによる。

2 市は、前項の費用のうち市が負担すべき額を、事業契約及び年度実施協定（改築工事）の定めるところにより、事業者に支払う。

（報告等）

第5条 事業者は、各事業年度の改築工事に関し建設業者その他の第三者と工事請負契約その他の契約を締結したときは、速やかに市にその概要を通知するものとする。

2 市は、改築工事の実施に関し必要があると認めるときは、事業契約の規定に基づき事業者に報告を求めることができる。

(年度実施協定(改築工事))

第6条 市と事業者とは、事業契約に従って、各事業年度に行う改築工事の内容及びその範囲、完成期限及び費用その他必要な事項について年度実施協定(改築工事)を毎事業年度締結するものとする。

(本基本協定の効力)

第7条 本基本協定は、本基本協定に基づくすべての年度実施協定(改築工事)がその効力を失う日まで効力を有する。

(その他)

第8条 本基本協定に定めのない事項については、事業契約に従う。

本基本協定を証するため、本書2通を作成し、市及び事業者は記名押印し、それぞれ1通を保有する。

令和●年●月●日

新居浜市

事業者

改築工事の対象及びその範囲

年度実施協定（改築工事）

新居浜市（以下「市」という。）と【 】（以下「事業者」という。）とは、市と事業者の間の令和●年●月●日付改築実施基本協定（以下「本基本協定」という。）に基づき、令和●年度における処理場施設（市と事業者の間の令和●年●月●日付新居浜市上下水道施設包括委託事業 事業契約書（以下「事業契約」という。）において定義された意味を有する。）の改築工事に関し、次のとおり協定（以下「本年度実施協定」という。）を締結する。

（工事名、工事区分、完成期限、年度支出区分及び出来高、並びに工事金額）

第1条 事業契約及び本基本協定に基づき令和●年度において事業者が実施する改築工事にかかる業務（以下「改築工事」という。）の工事名、工事区分、完成期限、年度支出区分及び出来高、支払上限額並びに工事金額は、以下のとおりとする。

工事名	工事区分 ³	完成期限	年度支出区分及び出来高 ⁴					工事金額 ⁵
			令和●年度	令和●年度	令和●年度	令和●年度	令和●年度	
【 】工事			出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	●円
【 】工事			出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	出来高 ●円 支払上限 ●円	●円
当該年度支出合計 ⁶			—	●円	—	—	—	—

（費用の支払）

第2条 市は、事業契約に定めるところにより、改築工事の実施に対して市が支払うべき額を、サービス対価 D-1 として事業者を支払う。

³ 当該事業年度から新たに開始される工事の場合は「新規」と、前事業年度以前に開始された工事の場合は「継続」と記載する。

⁴ 各事業年度につき、表に記載された工事が当該事業年度に実施されない場合は、「—」と記載する。

⁵ 各工事にかかる工事金額の総額を記載する。

⁶ 年度実施協定の対象となる事業年度にかかる各工事の工事金額の合計額を記載する。

(本年度実施協定の効力)

第3条 本年度実施協定は、前条に基づく市によるサービス対価 D-1 の支払が完了する日まで効力を有する。

(その他)

第4条 本年度実施協定に定めのない事項については、事業契約に従う。

本年度実施協定を証するため、本書 2 通を作成し、市及び事業者は記名押印し、それぞれ 1 通を保有する。

令和●年●月●日

新居浜市

事業者

年度実施協定（整備工事）

新居浜市（以下「市」という。）と【 】（以下「事業者」という。）とは、市と事業者の間の令和●年●月●日付新居浜市上工下水道施設包括委託事業 事業契約書（以下「事業契約」という。）に基づき、令和●年度における整備工事について、次のとおり協定（以下「本年度実施協定」という。）を締結する。

（工事名、完成期限及びサービス対価）

第1条 事業契約に基づき令和●年度において事業者が実施する整備工事のうち設計業務の工事名、完成期限及びサービス対価は、以下のとおりとする（以下、かかる業務を「本年度工事」という。）。

工事名：

完成期限：

サービス対価 D-2：

（費用の支払）

第2条 市は、事業契約に定めるところにより、整備工事の実施に対して市が支払うべき額を、サービス対価 D-2 として事業者を支払う。

（本年度実施協定の効力）

第3条 本年度実施協定は、前条に基づく市によるサービス対価 D-2 の支払が完了する日まで効力を有する。

（その他）

第4条 本年度実施協定に定めのない事項については、事業契約に従う。

本年度実施協定を証するため、本書 2 通を作成し、市及び事業者は記名押印し、それぞれ 1 通を保有する。

令和●年●月●日

新居浜市

事業者

年度実施協定（下水道管路面整備業務）

新居浜市（以下「市」という。）と【 】（以下「事業者」という。）とは、市と事業者の間の令和●年●月●日付新居浜市上工下水道施設包括委託事業 事業契約書（以下「事業契約」という。）に基づき、令和●年度における下水道管路面整備業務のうち下水道管路面整備（汚水・雨水）にかかる実施設計業務について、次のとおり協定（以下「本年度実施協定」という。）を締結する。

（設計業務対象、完了期限及びサービス対価）

第 1 条 事業契約に基づき令和●年度において事業者が実施する下水道管路面整備業務のうち設計業務の業務対象、完了期限及びサービス対価は、以下のとおりとする（以下、かかる業務を「本年度業務」という。）。

設計業務対象：

完了期限：

サービス対価 F-1：

工事監理業務対象：

完了期限：

サービス対価 F-2：

（費用の支払）

第 2 条 市は、事業契約に定めるところにより、本年度業務完了後、当該業務の対価としてサービス対価を事業者に支払う。

（本年度実施協定の効力）

第 3 条 本年度実施協定は、前条に基づく市によるサービス対価の支払が完了する日まで効力を有する。

（その他）

第 4 条 本年度実施協定に定めのない事項については、事業契約に従う。

本年度実施協定を証するため、本書 2 通を作成し、市及び事業者は記名押印し、それぞれ 1 通を保有する。

令和●年●月●日

新居浜市

事業者

別紙 9

サービス対価の支払方法

【募集要項別紙 2「サービス対価の支払方法」の内容に基づき、提案書を踏まえて調整する。】

別紙 10

工事に係るサービス対価の設定及び支払方法

【募集要項別紙 3 「工事に係るサービス対価の設定及び支払方法」 の内容による。】

別紙 10-2

コンサルタント業務及び下水道管路面整備業務に係るサービス対価の設定及び変更方法

【募集要項別紙 4「コンサルタント業務及び下水道管路面整備業務に係るサービス対価の設定及び変更方法」の内容による。】

別紙 11

サービス対価の支払い停止及び減額

【募集要項別紙 5 「サービス対価の支払い停止及び減額」の内容による。】

プロフィットシェア

1 事業者の改良提案

事業者は、本事業期間中、本事業（任意事業を除く。）について、第 39 条（事業者による施設改良等）に基づき本施設の改良等を提案することができる。かかる本施設の改良等のうち、要求水準書の変更を伴わず、かつ維持管理業務にかかるサービス対価の額の低減を伴うものを本別紙の対象とする。

2 改良等の実施

市は、事業者の改良等の提案により必要と認める場合は、事業者に対して当該改良等の検討（要求水準書の変更の要否を含む。）を指示することができる。この場合、事業者は、当該指示の受理後遅滞なく、当該改良等の導入が本事業の実施に与える影響を検討し、検討結果を市に報告する。

市は、当該検討結果の受理後遅滞なく、改良等（これに伴う要求水準書の変更を含む。）を行うか否かを事業者に通知する。

改良等を実施する旨の通知がなされた場合、当該通知以降、事業者は要求水準書に従って施設改良等実施計画の作成等を行い、当該改良等により要求水準書が変更される場合には、当該改良等が完了した日（又は別途市と事業者が合意した日）から適用されるものとする。

3 改良等の実施に伴うサービス対価の減額

市は、要求水準書を変更することなく本施設の改良等が行われた場合、維持管理業務の実施のために事業者が負担する費用の減少に応じて、対応するサービス対価を減額する。市は、サービス対価の減額について、維持管理業務の実施のために事業者が負担する費用が低減すると見込まれる額の少なくとも 10 分の 5 に相当する額を減額しない。事業者が負担する費用が低減すると見込まれる額は、市及び事業者が協議して定める。

不可抗力による追加費用及び損害の負担

1 統括管理業務

- (1) 各事業年度において、不可抗力に起因して統括管理業務に発生した追加費用及び損害については、当該事業年度のサービス対価 A-1 及び A-2 の総額の 1%相当額に至るまでは事業者の負担とし、1%を超える額については市の負担とする。
- (2) 事業者が不可抗力による上記(1)の追加費用及び損害額の一部若しくは全部について保険等による填補を受けた場合は、当該填補金のうち上記(1)に基づき事業者が負担すべき金額を超過する額につき市が負担する金額から控除する。

2 維持管理業務

- (1) 各事業年度において、不可抗力に起因して維持管理業務（ただし、サービス対価が精算対象となっている業務を除く。以下この項において同じ。）に発生した追加費用及び損害については、当該事業年度におけるサービス対価 B-1 及び B-3（年間予定流入下水量に基づく金額）の合計額 1%相当額に至るまでは事業者の負担とし、1%を超える額については市の負担とする。
- (2) 上記(1)の追加費用及び損害額には、維持管理業務の遅延又は中断、残存物撤去費用、損害防止費用等のうち、合理的と判断される費用を含む。
- (3) 事業者が、不可抗力による上記(1)の追加費用及び損害額の一部若しくは全部について保険等による填補を受けた場合は、当該填補金のうち上記(1)に基づき事業者が負担すべき金額を超過する額につき市が負担する金額から控除する。

3 コンサルタント業務

- (1) 各事業年度において、不可抗力に起因してコンサルタント業務に発生した追加費用及び損害については、当該事業年度におけるサービス対価 C-1、C-2 及び C-3 の合計額 1%相当額に至るまでは事業者の負担とし、1%を超える額については市の負担とする。
- (2) 事業者が、不可抗力による上記(1)の追加費用及び損害額の一部若しくは全部について保険等による填補を受けた場合は、当該填補金のうち上記(1)に基づき事業者が負担すべき金額を超過する額につき市が負担する金額から控除する。

4 雨水ポンプ場等維持管理業務

- (1) 各事業年度において、不可抗力に起因して雨水ポンプ場等維持管理業務（ただし、サービス対価が精算対象となっている業務を除く。以下この項において同じ。）に発生した追加費用及び損害については、当該事業年度におけるサービス対価 E-1 の合計額 1%相当額に至るまでは事業者の負担とし、1%を超える額について

は市の負担とする。

- (2) 事業者が、不可抗力による上記(1)の追加費用及び損害額の一部若しくは全部について保険等による填補を受けた場合は、当該填補金のうち上記(1)に基づき事業者が負担すべき金額を超過する額につき市が負担する金額から控除する。

5 下水道管路面整備業務

- (1) 各事業年度において、不可抗力に起因して下水道管路面整備業務に発生した追加費用及び損害については、当該事業年度におけるサービス対価F-1及びF-2の合計額1%相当額に至るまでは事業者の負担とし、1%を超える額については市の負担とする。
- (2) 事業者が、不可抗力による上記(1)の追加費用及び損害額の一部若しくは全部について保険等による填補を受けた場合は、当該填補金のうち上記(1)に基づき事業者が負担すべき金額を超過する額につき市が負担する金額から控除する。

個人情報保護にかかる特記仕様書

(秘密の保持及び適正な管理)

第1条 事業者は、個人情報を取り扱う契約（以下「契約」という。）の履行に当たっては、委託業務の実施に必要な最小限の範囲とし、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、事業者が委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(第三者への委託の禁止又は制限)

第2条 事業者は、委託業務の実施に当たり、第三者へ個人情報を取り扱わせてはならない。ただし、市が必要と認める場合は、個人情報の全部又は一部を第三者に取り扱わせることができる。

(目的外利用及び提供の禁止)

第3条 事業者は、個人情報を委託業務以外の目的に利用してはならない。また、個人情報を第三者へ提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第4条 事業者は、みだりに個人情報を複写及び複製してはならない。また、事業者は、契約に基づく業務を処理するため、市から引き渡された個人情報を市の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

(事故の報告)

第5条 事業者は、個人情報の取り扱いに関する事故が発生したときは、漏えい、滅失及び毀損等した個人情報の項目、内容、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって速やかに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

(検査の実施)

第6条 市は、事業者の個人情報の保護に対する管理体制について、必要に応じて検査を実施し、又は報告を求めることができる。

(収集の制限)

第7条 事業者は、個人情報を収集する場合には、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(搬送)

第8条 事業者は、個人情報に記載された資料等を搬送するときは、漏えい又は紛失等の防止のため、必要な措置を講じなければならない。

(提供資料等の返還)

第9条 事業者は、契約による業務を処理するために市から引き渡された資料等を業務終了後、速やかに市に返還しなければならない。

情報セキュリティにかかる特約事項

(運用保守体制)

第1条 事業者は、秘密情報のセキュリティについて、以下のとおり運用保守体制を確立しなければならない。

- (1) データの漏えい、改ざんを防ぐようなデータ保護対策を講じること。
- (2) 事業者が外部機関と接続する場合は、不正アクセスを排除するような対策を講じること。
- (3) 本事業においてサーバ機器を導入する場合、当該サーバ機器にウィルス対策ソフトを装備すること。また、最新のウィルスの感染も防止できるよう迅速にパターンファイルを更新すること。更に、セキュリティホールにも速やかに対応できる構成とすること。また、セキュリティパッチの適用等をテストする環境を構築すること。
- (4) データベースについて、情報漏えいに対する対策を充分に行うこと。

(責任体制の整備)

第2条 事業者は、秘密情報の安全管理について、責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(事務従事者の報告)

第3条 事業者は、秘密情報を取り扱う事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、市に報告しなければならない。事務従事者に異動があったときも、同様とする。

- 2 事業者は、本特約事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督しなければならない。
- 3 事務従事者は、事業者の指示に従い、本特約事項に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第4条 事業者は、事務従事者に対し、秘密情報の適切な取扱いについて教育を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 事業者は、本事業を実施するにあたって秘密情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 事業者は、市の指示又は承諾があるときを除き、秘密情報を複写し、又は複製してはならない。

(秘密情報の安全管理)

第7条 事業者は、秘密情報の漏えい、滅失、毀損又は改ざん（以下「漏えい等」という。）の防止その他の秘密情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、市から秘密情報を受領する都度、受領の日時、受領した情報の表題、種別及び媒体の別並びに受領した事務従事者の氏名に関する記録をとるものとし、市が要求した場合は、別途市及び事業者が協議して取り決める方法に従い、当該記録の内容を市に提出するものとする。
- 3 事業者は、秘密情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、市に届け出なければならない。作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 事業者は、市が承諾した場合を除き、秘密情報を作業場所から持ち出してはならない。

(再委託)

第8条 事業者は、市から書面によって明示的に許諾を得た場合以外は、いかなる理由のためであっても、秘密情報の取扱いを第三者に再委託してはならない。

- 2 事業者は、前項に規定する市の書面による許諾を得ることを希望する場合は、再委託先となるべき第三者の氏名、商号、住所及び所在地並びに当該第三者が情報の保護について十分な水準に達していることの資料を市に提出して、市の判断を求めなければならない。
- 3 事業者は、前項の規定に基づいて市の許諾を得た場合であっても、本特約事項上の義務を免れることはなく、事業者は、再委託先となる第三者との間で、秘密情報の機密保持、再委託並びに預託及び提供の禁止並びにこれに係る事故時の責任分担並びに契約終了時の返却、廃棄等を契約書面等の締結により担保し、本特約事項に基づき事業者が市に対して負う義務と同等の義務を当該第三者に課さなければならない。この場合において、事業者は、当該契約書面等を本契約の契約期間にわたり保存しなければならない。

(返却及び廃棄)

第9条 事業者は、市からの要求があったとき、又は事業契約が終了したとき、若しくは事業契約が解除されたときは、直ちに秘密情報が記録された全ての媒体を市に引き渡さなければならない。

- 2 事業者のコンピュータのハードディスク等に記録されている秘密情報、事業者が市に引き渡すことが困難な秘密情報、事業者が業務遂行に際して作成した秘密情報を含むメモ、ノート、手控え等については、市の承諾を得て係る情報を廃棄することにより、前項の規定による引渡しに代えることができる。
- 3 前2項の規定による引渡し又は廃棄が完了した際は、事業者は、係る引渡し又は廃棄が完了した旨及び事業者が秘密情報を保有していない旨の報告書を、事業契約の契約者が押印の上で、市に提出しなければならない。

(事故報告)

- 第10条 事業者は、秘密情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等にかかる秘密情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により市に直ちに報告しなければならない。
- 2 事業者は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった秘密情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
 - 3 事業者は、市と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(監査)

- 第11条 市は、事業者の秘密情報の取扱い状況を監査することができる。
- 2 事業者は、前項の規定による監査のために市が事業者の事業所に立ち入ること、書類の閲覧、書類の写しの交付又は従業者への質問を希望した場合は、これに協力しなければならない。ただし、市は、当該立ち入りに先立ち、事前に事業者に対し立ち入り等を行う旨を書面にて通知するものとし、当該立ち入りの実施日、実施場所、実施方法等については、市と事業者の間で協議を行うものとする。

(損害賠償)

- 第12条 事業者は、漏えい等その他本特約事項のいずれかの条項に違反したことにより市に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、当該賠償の対象となる損害は、当該違反を直接の原因として市に現実に生じた通常の損害とする。
- 2 前項の規定に基づき、事業者が市に支払う損害賠償額は、実損額とし、市と事業者の間で協議し、定めるものとする。

(知的財産)

第 13 条 本特約事項に関連して行われた秘密情報の開示は、別途明示的に定められた場合のほかは、市から事業者に対する権利の移転又は許諾を意味するものではない。

(有効期間)

第 14 条 本特約事項の規定は、事業契約終了後もなお有効に存続するものとする。